

総務協議会協議事項

〔 日時 令和8年2月19日(木)
午前10時
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 令和7年12月8日の青森県東方沖の地震による対応状況について
- 2 八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について
- 3 八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸市総合計画等推進市民委員会の担任する事務の一部変更について
- 5 八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の附属機関としての位置づけの廃止について
- 6 八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの取組状況について
- 7 八戸市自家用有償旅客運送自動車条例（案）の概要について
- 8 八戸市辺地総合整備計画（案）について
- 9 八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について
- 10 包括外部監査契約の締結について
- 11 八戸市職員の給与に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 12 令和7年度八戸市職員採用試験の実施状況について
- 13 第2期八戸市デジタル推進計画について
- 14 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 15 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について
- 16 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における二重交付事案の発生について
- 17 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（案）の概要について

令和7年12月8日の青森県東方沖の地震による対応状況について

(令和8年2月12日17時現在)

1 12月8日の青森県東方沖の地震について

(1) 地震に関する情報

発生日時 令和7年12月8日(月)23時15分頃
震源地 青森県東方沖(八戸の東北東80km付近)
地震要素 北緯41度58.0分、東経142度17.2分
深さ約54km
地震規模 M7.5



(2) 震度に関する情報

地震情報 令和7年12月8日(月)23時15分頃
・震度6強(南郷)、震度6弱(内丸)、震度5強(湊町)、震度4(島守)
この地震の発生以降、市内で震度3以上を観測した地震の回数は、この地震を含め15回となっている。

(3) 津波情報

①津波警報等

12月8日 23:17 津波注意報発表(青森県太平洋沿岸)
23:23 津波警報発表(青森県太平洋沿岸)
12月9日 02:45 津波注意報に切替え(青森県太平洋沿岸)
06:20 津波注意報解除(青森県太平洋沿岸)

②津波到達状況

八戸港 12月8日 23:48 第1波 (津波警報)
12月9日 00:53 最大波 0.4m (同上)

(4) 避難情報

①避難指示等

12月8日 23:23 避難指示発令(津波警報)
12月9日 2:45 避難指示解除(津波警報)※津波注意報の避難指示は継続
6:20 避難指示解除(津波注意報)

②避難所等開設状況

(ア)指定避難所

	避難所名	開設時刻	閉鎖時刻	最大避難者数
1	多賀小学校	0:05	7:00	10
2	旧日計ヶ丘小学校	0:36	5:35	7
3	北稜中学校	23:50	7:00	280
4	八戸小学校	0:00	3:45	2
5	城下小学校	0:20	7:10	91
6	第二中学校	23:45	7:00	18
7	三八城公民館	0:05	7:00	9
8	江陽中学校	0:40	7:25	273
9	小中野公民館	23:45	8:35	200
10	小中野小学校	0:00	7:10	5
11	湊小学校	0:10	9:45	12
12	湊中学校	0:44	6:27	62
13	湊公民館	23:40	8:00	108
14	白銀小学校	1:50	3:35	0
15	白鷗小学校	23:40	3:35	3

16	白銀公民館	0:00	7:02	75
17	鮫小学校	0:05	3:35	3
18	鮫中学校	0:00	3:35	18
19	鮫公民館	0:00	7:08	15
20	種差小学校	0:00	4:00	11
21	南浜中学校	0:27	8:16	0
22	金浜小学校	0:18	3:40	0
23	津波防災センター	23:30	7:02	110
合 計				1,312

(イ) 自主避難の状況

	避難所名	最大 避難者数
1	陸上自衛隊八戸駐屯地	55
2	根城公民館	10
3	八戸東高校	0
4	八戸中央高校	70
5	八戸市公会堂	129
6	高館小学校	200
7	海上自衛隊八戸航空基地	487
8	八戸市庁	106
9	柏崎公民館	30
10	桔梗野小学校	50
11	八戸ポータルミュージアム	80
12	白山台小学校	6
13	大館公民館	40
14	長根屋内スケート場	31
15	南部山体育館	50
16	種差少年自然の家	7
17	ラピア	40
18	田面木公民館	7
19	中居林コミュニティセンター	12
20	吹上小学校	20
21	白山台公民館	15
22	第三中学校	200
23	多賀台小学校	47
24	白山台中学校	4
25	東部終末処理場	30
26	農業経営振興センター	7
27	東体育館	30
28	第一中学校	40
29	八戸まちなか広場	8
30	城北小学校	41
31	下長小学校	61
32	みなと体験学習館	120
33	小中野中学校	50
34	江陽小学校	50
合 計		2,133

2 12月12日の地震について

(1) 地震に関する情報

発生日時 令和7年12月12日(金)11時44分頃
 震源地 青森県東方沖
 (えりも岬の南南西120km付近)
 地震要素 北緯40度54.0分、東経142度57.9分
 深さ約17km
 地震規模 M6.9



(2) 震度に関する情報

地震情報 令和7年12月12日(金)11時44分頃
 ・震度4(湊町、内丸、南郷)、震度3(島守)

(3) 津波情報

①津波警報等

12月12日 11:52 津波注意報発表(青森県太平洋沿岸)
 14:05 津波注意報解除(青森県太平洋沿岸)

②津波到達状況

八戸港 12:35 第1波 (津波注意報)
 12:38 最大波 0.2m (同上)

(4) 避難情報

①避難指示等

12月12日 11:52 避難指示発令(津波注意報)
 14:05 避難指示解除(津波注意報)

②避難所等開設状況

ア 指定避難所

	避難所名	開設時刻	閉鎖時刻	最大避難者数
1	多賀小学校	13:20	14:22	1
2	北稜中学校	12:15	14:19	3
3	江陽中学校	12:50	14:25	5
4	小中野公民館	12:10	14:58	54
5	湊公民館	12:50	14:16	1
6	白銀公民館	12:26	14:14	12
7	鮫公民館	12:47	14:40	1
8	南浜中学校	12:50	14:15	0
9	津波防災センター	11:52	14:10	7
合計				84

イ 自主避難の状況

	避難所名	最大避難者数
1	八戸中央高校	83
合計		83

3 八戸市の体制

令和7年	12月8日	23:15	八戸市災害対策本部 設置（地震の発生と同時）
	12月9日	0:15	第1回八戸市災害対策本部員会議 開催
		1:45	第2回八戸市災害対策本部員会議 開催
		9:00	第3回八戸市災害対策本部員会議 開催
		16:00	第4回八戸市災害対策本部員会議 開催
	12月10日	15:30	第5回八戸市災害対策本部員会議 開催
	12月11日	15:00	第6回八戸市災害対策本部員会議 開催
	12月15日	15:30	第7回八戸市災害対策本部員会議 開催
	12月22日	11:00	第8回八戸市災害対策本部員会議 開催
	12月26日	15:00	第9回八戸市災害対策本部員会議 開催
令和8年	1月8日	15:00	第10回八戸市災害対策本部員会議 開催
	1月21日	15:30	第11回八戸市災害対策本部員会議 開催
	2月17日	15:30	第12回八戸市災害対策本部員会議 開催

4 被害状況

被害区分	被害の状況
1) 人的被害	○軽傷 16名
2) 建物被害	<p>○住家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊 6件 ・半壊 46件 ・一部破損 485件 <p>外壁及び内壁の一部欠損やヒビ割れ、基礎の割れなど家屋の被害が生じている。</p> <p>○非住家 1,421件</p> <p>※非住家被害とは、住家に付随する建築物又は家財の被害や、住家以外の建築物や公共建物、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物のほか、事業用資産の被害。</p>
3) 観光関係施設	<p>○グリーンプラザなんごう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濾過器の配管水漏れ（応急処置済） ・直売所商品の一部落下、破損 <p>○そば振興センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床の一部にひび割れ ・基礎の一部にひび割れ <p>○山の楽校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家レストランの9日終日臨時休業（12/10 営業再開） ・炭焼き窯内部の一部破損 <p>○水産科学館 マリエント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁タイルの小規模破損 4か所、4階・5階の天井から漏水拡大 ・遊歩道擬木柵の破損、柱落下 <p>○種差海岸休憩所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁にヒビ複数か所 <p>○種差キャンプ場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊事場の筋交いの落下 <p>○葦毛崎公衆便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具が天井材と剥離 <p>○山車制作展示施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉の開閉不可 2施設 ・アスファルト舗装の凹凸発生 複数か所

<p>4) 商工関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○朝もやの館 <ul style="list-style-type: none"> ・情報館の9日臨時休館(12/10 営業再開)、空調の送風口1か所落下 ○八戸地域職業訓練センター青山荘 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練センター玄関と駐車場との間のアスファルトの陥没 ○八戸市職業訓練施設 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の外階段と地面との間に隙間が発生 ○市内被災事業所数 582社 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁、ガラスの損傷、倉庫の荷崩れ等 ・中心街民間施設ビル多数で外壁、ガラスの損傷、崩落等の被害あり サンパルマンション(三日町) <ul style="list-style-type: none"> ・外壁一部崩落及び崩落危険性→12/10 崩落危険箇所撤去済み(12/10 付近歩道の一部交通規制は解除) 花小路ビル(三日町) <ul style="list-style-type: none"> ・建物2階ガラス崩落(12/10 付近歩道の一部交通規制は解除) 光進ビル及び岩徳ビル(花小路) <ul style="list-style-type: none"> ・建物壁等崩落(花小路歩行者通行止め) のだビル(番町) <ul style="list-style-type: none"> ・建物2階ガラス崩落 ポストコアビル(長横町) <ul style="list-style-type: none"> ・建物ガラス崩落、外壁の剥離が見られる ・ユートリー(番町) <ul style="list-style-type: none"> ・給排気ファン等の振動による天井破損(21か所) ・壁の陥没、亀裂(12所) ・エキスパンション落下、破損、剥離(11か所) ○八戸駅前駐車場連絡通路 <ul style="list-style-type: none"> ・通路の継ぎ目が壁から外れた 6か所 ・通路上部の網戸が落下 2か所 ・断熱材が落下 ・天井からの雨漏り ○シルバーフェリー <ul style="list-style-type: none"> ・9日分4便は遅延はあるものの運航 ○旧八戸シーガルビューホテル <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル敷地内樹木の枝折れ落下2本 ・ホテル敷地内太枝折れ落下1本
<p>5) 農林水産関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第一魚市場 <ul style="list-style-type: none"> ・荷捌所支柱が一部剥離・落下 ○第二魚市場 <ul style="list-style-type: none"> ・場内床1~3mm前後の亀裂2か所発生 ○第二魚市場付近の係船岸壁で小型船舶1隻沈没 <ul style="list-style-type: none"> ・9日12時過ぎ引揚げ完了(海保が現場対応) ・少量の油流出あり。 ○第三魚市場荷捌所A棟 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口階段部分ほか数か所に最大50mmの段差発生、液状化疑い ○第三魚市場荷捌所C棟 <ul style="list-style-type: none"> ・建屋北側 約30mの範囲にて目地材剥離発生(最大隙間30mm)、液状化疑い ・建屋北側にてコンクリート舗装の沈下発生(最大沈下量40mm)、液状化疑い ○八戸市水産会館 <ul style="list-style-type: none"> ・7階展望室天井に10~15cm前後のひび割れ複数箇所発生、一部水が染みたような跡あり。 ・天井照明、スピーカー等、器具設置位置から数センチのズレ ○農業関連施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ワイナリー2社のワイン醸造設備、商品破損 ・農業経営体施設被害2件

6) 健康福祉関係

- いちのさわ保育園
 - ・事務室の天井のボイラーの給湯配管の損傷により漏水が発生し、コピー機やルーター、電話機が水没した。
 - ・雨漏り、ガラスの破損、天井ヒーター送付口落下
 - ・上記の漏水により天井材が一部落下して、天井構造が室内から見てむき出しになっている。
- 三条保育園
 - ・皿や電気機器の破損
- むつみ保育園
 - ・自動ドアの開閉不良(復旧済み)
 - ・フェンスのコンクリート部分の亀裂発生
 - ・敷地入口の照明灯の基礎が緩み、押すと揺れる
 - ・園舎ホールのストーブがオイル配管の破損により使用不能
- 三島保育園
 - ・園舎の外壁が破損し、昨年に亀裂をモルタル補修したものが剥がれ落ちるなど、5か所以上の損傷がある
 - ・園舎内の廊下の壁が一部破損し、内部が露出
 - ・園舎内の天井が一部破損し、天井設置の扇風機の固定部分の石膏ボードに亀裂が生じている
 - ・2階のストーブが使用不能(復旧済み)
- 吹上保育園
 - ・調理室の壁に亀裂が生じた(安全性に問題なし(工事業者))
 - ・トイレの(おそらく)タンクから水漏れが発生
 - ・外の非常階段に亀裂が生じた
- マリアンハウス幼稚園
 - ・園舎正面の土留めに亀裂が生じた(1か所)
 - ・園舎の外壁に亀裂が生じた(10か所以上)
 - ・建物内ホール壁に一部亀裂が発生
 - ・園児用トイレのタンクから水漏れが発生(4か所)
- 八戸文化幼稚園
 - ・図書館棟の壁面の亀裂多数
 - ・園舎本棟と図書館棟の境の床面高低差の発生
 - ・床暖房設備の液漏れ
- こばとこども園
 - ・1階見切り(木目材と壁クロス地の境い目)の損傷
 - ・2階壁面の亀裂
- 学校法人鳳明学園 みんなの森 のはらキッズ
 - ・建物内部の壁20数か所に亀裂(施設の運営には支障なし)
- 浜市川保育園
 - ・園舎遊戯室の天井から雨漏り
- ほうりん保育園
 - ・外壁に亀裂、壁が一部破損
 - ・トイレの水漏れ、自動ドア開閉の不具合
- サンフラワー保育園
 - ・蒸気ボイラーの給水タンクの配管の破損
 - ・屋上の防水シートのひび割れによる雨漏り
 - ・給食室の増築部分に亀裂が入り傾いている。
- 南郷診療所
 - ・歯科用X線画像処理装置が棚から落下、破損
 - ・天井材の一部落下
- 江南仲良しクラブ(江南小学校内開設)
 - ・窓ガラス2枚ひび割れ
- 吹上児童館
 - ・玄関前側溝蓋の沈下、玄関前階段基礎の亀裂
 - ・女子トイレ屋外排水管断裂(修繕完了)
 - ・男子トイレ雑排水管断裂、手洗い場使用不可
 - ・女子トイレ屋内排水管断裂、女子トイレ使用不可

	<ul style="list-style-type: none"> ○旧南郷保健センター及び旧母子健康センター <ul style="list-style-type: none"> ・内壁の一部剥落 ・2階天井換気扇蓋の落下 ○病院・診療所（八戸市医師会まとめ・市独自調査） <ul style="list-style-type: none"> ・160施設のうち 45施設 内容：建物のみ 22施設、建物及び機器等 11施設、機器等のみ 12施設 ○歯科診療所（八戸歯科医師会まとめ・市独自調査） <ul style="list-style-type: none"> ・80施設のうち 14施設 ○薬局（八戸薬剤師会まとめ） <ul style="list-style-type: none"> ・一部被害あるものの営業不可の施設なし ○老人福祉センター南郷 <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽循環装置配管破損（部品交換により修繕完了） ・洗面台配管水漏れ（部品交換により修繕完了） ○市内有料老人ホーム <ul style="list-style-type: none"> ・入所者1名骨折により入院を確認 ○高齢者施設建物等被害 <ul style="list-style-type: none"> ・重大被害（損害額 80万円以上）：5施設 （内外壁破損、配管水漏れ、建物亀裂等） ・軽微被害（損害額 80万円未満）：11施設 （内壁破損、配管水漏れ、設備破損等） ○介護施設建物等被害 <ul style="list-style-type: none"> ・重大被害（損害額 80万円以上）：13施設 （地盤沈下、陥没、配管水漏れ、エレベーター故障、建物亀裂等） ・軽微被害（損害額 80万円未満）：50施設 （ガラス破損、什器破損等） ○介護サービス提供体制 <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖施設 通所介護 3か所（ボイラー故障等による） →12/10 からいずれも再開 ○障害福祉施設建物等被害 <ul style="list-style-type: none"> ・軽微被害（損害額 80万円未満）：15施設（うち公共施設 1施設：八戸福祉体育館） （配管水漏れ、エレベーター故障、内壁ひび割れ、天井剥離等） ・重大被害（損害額 80万円以上）：6施設 （配管水漏れ、空調設備破損、内外壁ひび割れ、天井剥離等） ○障害福祉施設ライフライン被害 <ul style="list-style-type: none"> ・停電：1施設（12/9 10：00 復旧） ・断水：1施設（12/13 正午 復旧） ○障害福祉サービス提供体制 <ul style="list-style-type: none"> ・休業施設：1施設（上層階のボイラー水漏れによる浸水被害） →12/15以降、代替施設にて営業再開。
7) 建設関係	<ul style="list-style-type: none"> ○橋梁伸縮装置破損 市道 1件 徐行規制 （田面木 開運橋） ○道路陥没・舗装クラック 市内各所 66件 ○八太郎2号埠頭コンテナヤード <ul style="list-style-type: none"> ・段差、ひび割れ ○八太郎4号埠頭P岸壁 <ul style="list-style-type: none"> ・段差、ひび割れ ○八太郎1号埠頭E岸壁、F岸壁 <ul style="list-style-type: none"> ・先端護岸背後の沈下、ひび割れ、舗装版下の隙間 ○河原木2号埠頭A岸壁 <ul style="list-style-type: none"> ・段差、目地の開き ○河原木1号埠頭B岸壁 <ul style="list-style-type: none"> ・段差、舗装版下の空洞 ○八太郎3号埠頭N岸壁 <ul style="list-style-type: none"> ・段差、舗装版下の空洞 ○河原木1号埠頭3号線 <ul style="list-style-type: none"> ・道路路肩部に段差 ○フェリー埠頭

	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁に段差、舗装版下の空洞 ○港湾関連民間施設 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下、倉庫破損等 ○八戸地区石油コンビナート区域被害 16件 (水タンク基礎及び防油堤亀裂等、危険物施設窓ガラスひび割れ等)
8) 体育施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ○八戸市体育館 <ul style="list-style-type: none"> ・天井パネルヒーター吊り材の落下・ぶら下がり ・体育館外周アスファルト複数箇所破損 ・基礎回りのアスファルトに開き ・ガス漏れの復旧のためトレーニング室シャワー使用休止（復旧） ・屋外スロープ・トレーニング室柱等・正面階段・犬走り・螺旋階段入り口破損 ・ガラス割れ7枚（復旧） ・美術品額縁破損（復旧） ・消火器2本破損（復旧） <p>※八戸市体育館アリーナを休場（復旧・落下防止対策等のため、令和7～8年度中） トレーニング室・卓球場・会議室は利用可</p> ○長根ホッケーリンク <ul style="list-style-type: none"> ・冷却ポンプ異常（復旧） ・クーリングタワー水漏れ（復旧） ・Cリンク周り沈み込みによる敷石破損 ・旧ABリンク跡駐車場アスファルト破損 ・整氷車庫周辺（プール外周部）アスファルト等破損 ○市民プール <ul style="list-style-type: none"> ・プール外周部（旧長根リンク滑走面）が一部沈み込み ・プール濾過設備周り陥没 ○長根野球場 <ul style="list-style-type: none"> ・門扉2か所破損 ・野球場外周等アスファルト複数箇所破損 ・3塁側内野通路壁、1塁側雨水管RC破損 ○八戸市武道館 <ul style="list-style-type: none"> ・建物外周に1か所損傷 ・電気室ダクト落下 ・剣道場FFヒーター排煙管損傷 ・スロープ周り破損 ・建物周辺の地面沈下・亀裂・敷石破損 ○八戸市相撲場 <ul style="list-style-type: none"> ・天井1箇所たわみ ○スポーツ研修センター <ul style="list-style-type: none"> ・コインロッカー転倒によりシリンダー錠多数破損 ○新井田インドアリンク <ul style="list-style-type: none"> ・壁面吸音パネル・石膏ボード数枚落下（復旧） ○東運動公園体育館（床工事のためアリーナ閉鎖中） <ul style="list-style-type: none"> ・天井の金網1箇所落下及び複数箇所に歪みが生じ落下の危険性あり ・天井のLED照明が一部点灯せず <p>※東体育館アリーナの休場期間を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井金網復旧・落下防止対策等のため：令和8年4月10日まで ・天井LED照明復旧のため：令和8年8月17日～8月28日 <p>トレーニング室・体育室（卓球場）・会議室は利用可</p> ○東運動公園自転車競技場（県スポーツ協会所有施設） <ul style="list-style-type: none"> ・走路面、走路縁に膨れやクラック多数発生。内周路破損及び側溝部分との段差発生 ○東運動公園野球場 <ul style="list-style-type: none"> ・得点板・バックスクリーン損傷 ○屋内トレーニングセンター <ul style="list-style-type: none"> ・電話回線不通（復旧）

	<ul style="list-style-type: none"> ○南部山健康運動センター <ul style="list-style-type: none"> ・体育館 天井パネル複数落下 ・プール スライディングドアレールずれ ○南郷体育館 <ul style="list-style-type: none"> ・パネルヒーターの転倒による液体漏れ（応急対応済） ・アリーナ屋根断熱材多数剥離し、ぶら下がり ・排風機ダクト2か所破損（復旧） ・外灯1か所カバー破損 ○南郷陸上競技場 <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫シャッター2か所破損（1か所復旧） ・管理棟パーテーション破損 ○多賀多目的運動場管理棟 <ul style="list-style-type: none"> ・内外壁に複数のクラック発生 ○フラット八戸（民設民営施設） <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ フェンス上のガラス割れ（復旧済） ・ワイヤー1本ぶら下がり（復旧） ○長根屋内スケート場 <ul style="list-style-type: none"> ・トレイルデッキ取り付け部の段差拡大（桜木町側） ・建物外周部の段差拡大 （特に東側正面玄関側及びサテライトキャンパス側） ・舗装のひび割れ 諸所 ・縦樋 1か所破損 ・トレイルデッキ擁壁のずれ ○長根公園 <ul style="list-style-type: none"> ・屋スケ東側 屋外トイレ付近 民家方向からの水漏れ拡大 ・長根公園南口（桜木町バス停方向）亀裂 ・体育館駐車場入口 門扉付近アスファルト剥離 ・園路舗装破損（ひび割れ、段差等）8か所 ・排水側溝破損 1か所 ○三八城公園 倒木1本 ○とくらくぼ緑地 倒木3本
9) 文教関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校 函南小学校ほか27校 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の濁り、天井、床、ガラス、扉、エクспанション等の破損 ○中学校 長者中学校ほか18校 <ul style="list-style-type: none"> ・停電、外壁剥離等 ○公民館 柏崎公民館ほか10館 <ul style="list-style-type: none"> ・天井の破損等 ○是川縄文館 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面亀裂 ○西地区給食センター <ul style="list-style-type: none"> ・釜調理室及び洗浄室の天井見切り材剥離、洗浄室の天井材剥離 ○東地区給食センター <ul style="list-style-type: none"> ・調理室天井防煙垂れ壁ガラスの亀裂、天井ボード割れ、内壁ひび割れ拡大、LED照明破損 ・地下ピット配管漏れ ○八戸市立図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・本の一部散乱、書架破損、内壁にクラック発生、書架固定用支柱の根元破損及び固定箇所壁面破損、書架がぶつかったことによる内壁破損 ○南郷図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・一部天井材の剥落、天井と鉄骨柱等の取り合いの破損程度の悪化 ・書架の傾き、床から浮き上がり本が散乱

- ・読書室等の窓の左右のサッシの歪み
- ・書架固定用支柱の根元破損及び固定箇所 の壁面破損
- ・本の散乱の復旧のため、9日は臨時休館。10日から、安全確保のために一部利用を制限して開館。閉架書庫は13日に復旧。

○図書情報センター

- ・本の一部散乱

○市公会堂

- ・屋外樹木の太枝折れ落下（約3m）
- ・ホール舞台上第二緞帳レールの歪み（舞台上の梁の歪みによる可能性あり）
- ・2階ホワイエ天井材のずれ
- ・地下1階楽屋前廊下のクラック

○市公民館

- ・ホール舞台上スクリーン・アッパーホリゾントライト用バトンガイドシユュー及びサスペンションライト用バトンガイドシユューの変形
- ・2階和室テーブルの脚の破損
- ・地下1階防火戸トップピボットのずれ

○南郷文化ホール

- ・機械室内冷温水配管破断及び水漏れによるホール空調運転不可
- ・ホール客席天井：天井材のずれ、破損、剥落、ダウンライト露出
- ・ホワイエ天井：スピーカー付近天井材破損、シャンデリア内部モーターのずれ
- ・移動観覧：席下手側上段の階段及び手すりの歪み、駆動モーターチェーンの外れ、ガイドレールの歪み及び車輪の破損
- ・敷地内高圧引込柱支線ワイヤーの破断

○ジャズの館

- ・電子レンジ落下

○南部会館

- ・備品の破損
- ・裏門に大きな歪み発生

○更上閣

- ・2階の電球落下
- ・1階の壁剥がれ
- ・窓枠に歪み発生
- ・1階縁側の柱の東石からのずれ、東石の割れ
- ・中庭の石灯籠2基の倒壊
- ・1階の柱にずれ
- ・水道管破損による漏水

○八戸南部氏庭園

- ・庭園内の石灯籠3基が倒壊

○八戸市博物館

- ・常設展示室の展示物の一部破損

○勤労青少年ホーム

- ・事務所棟玄関北側窓ガラス1枚ひび割れ

○八戸市美術館

	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリー2 空調ダクトの化粧板の破損 ・掲示用アクリルケースの破損 ・壁面、床面の仕上げのひび割れ ・収蔵品及び展示作品の調査・確認のため、12/10(水)～11(木)を臨時休館 ・展示ケース保護フィルムの損傷 <p>○国・県・市指定及び登録文化財被害 11件</p>
<p>10) ライフライン被害</p>	<p>○八戸圏域水道企業団</p> <p>【配水本管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①パチンコダイエー前配水管漏水 12/8 23:15頃から漏水、12/9 3:40漏水停止。 ②柏崎靴流通センター前配水管漏水 12/8 23:15頃から漏水、12/9 18:50漏水停止。 ③河原木字大谷地81付近配水管漏水 12/8 23:15頃から漏水、12/9 19:00修理完了。 ④根城七丁目浩々学園付近配水管漏水 12/8 23:15頃から漏水、12/9 1:15漏水停止。 ⑤柏崎二丁目チャパティ付近配水管漏水 12/8 23:15頃から漏水、12/9 6:30修理完了。 ⑥根城一丁目沢里公園付近配水管漏水 12/8 23:15頃から漏水、12/10 14:00修理完了。 ⑦城下三丁目イオンスタイル城下店付近配水管漏水 12/8 23:15頃から漏水、12/9 14:50修理完了。 ⑧根城一丁目苦米地レディースクリニック付近配水管漏水 12/8 23:15頃から漏水、12/9 12:15修理完了。 ⑨吹上四丁目配水管漏水 12/9 12:50頃から漏水、12/11 18:30修理完了。 <p>【給水管】</p> <ul style="list-style-type: none"> メーターより本管側の漏水 37件 メーターから宅地側の漏水 40件 <p>○JR東北新幹線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡～新青森駅間の上下線で運転見合わせ (下り 20:16 東京発 23:36 新青森着はやぶさ41号が七戸十和田駅で停車中 ※乗客はJRが手配した代行バスで新青森駅まで輸送) ※ 福島～盛岡駅間は2時6分頃に運転再開 →12月9日の上下線盛岡～新青森駅間は15時40分頃から全線運転再開 <p>12月9日の運行</p> <p>【上り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はやぶさ4号(新青森6時18分発 東京行) 新青森～盛岡間で運休 ・はやぶさ8号(新青森6時49分発 東京行) 新青森～仙台間で運休 ・はやぶさ14号(新青森9時53分発 東京行) 新青森～盛岡間で運休 <p>【下り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はやぶさ1号(東京6時32分発 新青森行) 盛岡～新青森間で運休 ・はやぶさ3号(東京7時32分発 新青森行) 盛岡～新青森間で運休 ・はやぶさ5号(東京8時18分発 新青森行) 盛岡～新青森間で運休 ・はやぶさ7号(東京8時37分発 新青森行) 盛岡～新青森間で運休 ・はやて93号(盛岡6時54分発 新青森行) 盛岡～新青森間で運休 <p>○JR八戸線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月9日の上下線全ての列車を運休 ・12月10日の上下線全ての列車を運休 ・当面の間、八戸～久慈駅間の全列車を運休 <p>※本八戸駅～小中野駅間の高架橋に被害あり(約20か所) ※運休区間にかかる代行輸送は検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月16日 JR東日本が八戸線代行バスの運転と一部区間の運転再開について発表 代行バスの運転 八戸～鮫駅間

臨時列車の運転 鮫～久慈駅間

実施期間 12月22日から当面の間

- ・12月19日 JR東日本が八戸～鮫駅間の運転再開時期は12月30日9時頃を目指していることと、12月22日に運転を開始する八戸線代行バス及び臨時列車のダイヤ等の詳細について発表
- ・12月22日 JR東日本が代行バス及び臨時列車による代行輸送を開始
- ・12月23日 12月30日9時台の列車から全線運転再開すること、並びに代行バスと臨時列車の運行は12月30日9時以降をもって終了となることを正式発表
- ・12月30日 午前9時台の列車から全線運転再開となり、代行バスと臨時列車の運行が終了

○青い森鉄道

- ・12月9日の上下線でおおむね昼頃までの運転見合わせ
(三沢～小川原間で線路設備の破損が確認され、復旧作業を行う必要があるため)
⇒三沢駅～小川原駅間で確認された線路設備故障の復旧作業及び安全確認作業が完了。同日13時30分頃から全線運転再開

○IGRいわて銀河鉄道

- ・12月9日のいわて沼宮内駅～目時駅間の運転を見合わせ

【上り】

- ・八戸6時9分発 盛岡行 八戸～いわて沼宮内間で運休
- ・八戸7時13分発 盛岡行 運休
(14時頃から運転再開) ⇒12月9日全線運転再開

○路線バス

- ・市営バス 平常運行
- ・南部バス 平常運行
- ・十和田観光電鉄バス 平常運行

- ・12/11 国道45号線塩町付近交差点通行止めに伴い、迂回運行を行う。一部バス停については停車しない。

【迂回運行に伴い停車しないバス停】

- ・市営バス
二十八日町、NTT前、下組町
- ・南部バス
八日町、NTT前、下組町、栄町(一部便)
- ・十和田観光電鉄バス
八日町、二十八日町、NTT前、下組町、栄町
- ・三沢空港連絡バス
八戸八日町
- ・12/16 国道45号線塩町付近交差点の通行止め一部解除により、ほぼ全ての路線バスの迂回運行を終了

- ・市営バス 平常運行
- ・南部バス 平常運行
- ・十和田観光電鉄バス 平常運行
- ・三沢空港連絡バス 八戸→三沢空港前行き
八戸八日町を取扱わず本八戸駅始発
(三沢空港前→八戸行きは八戸八日町を取扱う)

- ・12/24 国道45号線塩町付近交差点の通行止め全面解除により、三沢空港連絡バスの迂回運行が終了し、始発から市内すべての路線バスが平常運行となる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・三沢空港連絡バス 平常運行 <p>○NTT 青森八戸ビルに設置している鉄塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支柱の破断及びボルトの破損
11) 消防関係	<p>(1)消防庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ○南郷分遣所 <ul style="list-style-type: none"> ・温風暖房機の落下危険 ○根城分遣所 <ul style="list-style-type: none"> ・車両動態表示モニター破損 ○八戸東消防署 <ul style="list-style-type: none"> ・3階窓ひび割れ ○鮫分署 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ内の壁ひび割れ <p>(2)消防団</p> <p>①建物被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廿八日町屯所 <ul style="list-style-type: none"> ・壁体（土壁）の一部剥離 ○売市屯所 <ul style="list-style-type: none"> ・車庫シャッターワイヤー破損、基礎及び内外壁にひび割れ ○市野沢屯所 <ul style="list-style-type: none"> ・屯所の扉が開放不能 ○十一日町屯所 <ul style="list-style-type: none"> ・待機室の躯体に歪みがみられ、間仕切り戸が開閉不能 ○烏沢屯所 <ul style="list-style-type: none"> ・内外壁の剥離 <p>②車両被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○塩町 <ul style="list-style-type: none"> ・車両のサブミラー破損 ○滝谷 <ul style="list-style-type: none"> ・車両の左後方窓ガラス破損及びボディ変形 ○永福寺 <ul style="list-style-type: none"> ・車両のサブミラー破損 <p>(3)指定管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○馬淵川水防センター <ul style="list-style-type: none"> ・外壁ひび割れ
12) 公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市本庁舎（本館、別館、渡り廊下） <ul style="list-style-type: none"> ・外部エクスパンション カバーのずれ ・免振可動部 スロープの破損 ・タイルの割れ、剥がれ ・縁石のずれ ・壁（タイル）のひび割れ、壁の剥落 ・天井材の剥がれ 等 ○ブックセンター <ul style="list-style-type: none"> ・内壁にクラック発生 ・一部壁に剥がれ発生 ・防犯ゲート（マチニワ側）の動作不良 →シートの設置により入口を閉鎖 ・サイン設置か所周辺の天井にクラック発生 ・書籍の一部損傷 ・マチニワ側入口シャッターの動作不良（江陽閣所有部分） →シートの設置により入口を閉鎖するとともに、ビル管理者である江陽閣に対応を依頼。12月17日復旧。 ・防犯カメラシステムの動作不良 ○一般廃棄物最終処分場 <ul style="list-style-type: none"> ・第1区画が約50cm沈下 ・キャッピングシートの破れ1か所・約10cm程度

	<ul style="list-style-type: none"> ○天狗沢最終処分場 <ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設のポンプが動かない状況。 ・取水槽から水処理施設へ浸出水が送液できず、取水槽が満水となる可能性がある。 ○長者まつりんぐ広場 <ul style="list-style-type: none"> ・広場インターロッキング舗装の段差 6 か所 ○八戸公園・こどもの国 <ul style="list-style-type: none"> ・「食堂・売店・無料休憩所」の天井等の歪み ○八戸清掃工場 <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟の給湯用配管の亀裂による温水漏れ →給湯用配管復旧工事完了（給湯設備復旧） ・管理棟の空調用温水管の亀裂による温水漏れ。 →空調用温水管復旧工事完了（暖房設備復旧） ○八戸リサイクルプラザ <ul style="list-style-type: none"> ・工場棟の壁面コンクリートパネル一部剥離 ・工場棟紙布ヤードのシャッターに歪み発生及び座板固定具一部破断 ○南郷事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・天井材の一部落下、剥離、外壁、内壁の一部剥離 ・支柱、外壁、内壁の一部に亀裂 ・天井、内壁の一部に歪みや隙間発生 ・構内アスファルト舗装のひび割れ多数 ・庭園（植栽）の土留めの傾き ・駐車場フェンスの傾き ○旭ヶ丘市営住宅（4棟 3室） <ul style="list-style-type: none"> ・照明落下破損、リビングのガラス戸破損、共同玄関段差・ひび割れ ○日計市営住宅（2棟 2室） <ul style="list-style-type: none"> ・照明落下破損、ガラス破損、内壁割れ ○是川一丁目市営住宅（1棟 1室） <ul style="list-style-type: none"> ・扉の建付け不具合、天井材の一部破損（集会所） ○是川三丁目市営住宅（2棟 1室） <ul style="list-style-type: none"> ・壁破損、塀樋落下 ○番町ヒルズ市営住宅（借上市営住宅）（1棟 20室） <ul style="list-style-type: none"> ・外壁のひび割れ及び一部落下 ・壁破損、キッチン破損、扉破損、トイレ破損、玄関ドア破損、建具破損、窓不調、洗面台破損、クローゼット破損、床破損 ○白銀台市営住宅（2棟 2室） <ul style="list-style-type: none"> ・風除室ガラス破損、照明落下破損 ○河原木市営住宅（1棟 1室） <ul style="list-style-type: none"> ・天井、壁ひび割れ、水漏れ ○松園町市営住宅（2棟 2室） <ul style="list-style-type: none"> ・室内扉ガラス割れ ○白山台ヒルズ市営住宅（1棟 1室） <ul style="list-style-type: none"> ・窓が開かない ○三島市営住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・受水槽一部破損（水漏れ） ○築畑市営住宅（集会所） <ul style="list-style-type: none"> ・基礎のひび割れ、内壁のひび割れ、引戸の不調 ○市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・液晶テレビ（2台）及び図書室書棚の破損 ○中央駐車場 <ul style="list-style-type: none"> ・床のひび割れ ・壁、基礎コンクリートの一部剥離 ・照明灯ガラスカバーの破損 1か所
13) その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ○八戸東霊園 <ul style="list-style-type: none"> 墓石等 175 基（墓石のズレ、墓誌、塔婆立等の転倒） ○八戸西霊園 <ul style="list-style-type: none"> 墓石等 34 基（墓石のズレ、墓誌、塔婆立等の転倒）

5 対応状況

課名	対応状況
危機管理課	<p>○防災行政無線・ほっとスルメール・市公式 LINE を用いた、津波警報等の発表、津波警報等に伴う避難情報の発令及び北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う注意喚起の周知</p> <p>○ほっとスルメール・市公式 LINE を用いた、NTT 青森八戸ビルに設置の鉄塔の倒壊のおそれに伴う避難情報の発令及び交通規制、その他各種災害関連情報の周知</p> <p>○避難所の開設指示（津波警報等に伴う避難指示による開設計 23 か所、NTT 青森八戸ビル周辺の居住者に対する避難指示による開設 1 か所の合計 24 か所）</p> <p>○市災害対策本部の設置</p>
災害対策課	<p>○トイレカーの派遣</p> <p>12/10－12/15 白銀小学校 3 台</p> <p>12/15－12/17 豊崎中学校 3 台</p> <p>12/17－12/18 豊崎中学校 2 台、吹上児童館 1 台</p> <p>12/18－12/26 吹上児童館 1 台</p>
市民連携推進課	<p>○災害ボランティアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八戸市社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを開設（12/26～） ・主な活動は、八戸市社会福祉協議会及び県内ボランティア団体による、壊れた大型家具等の屋外搬出が困難な世帯への搬出支援 ・対応状況（2/12 17:00 時点） 相談 46 件／うち対応済 37 件・キャンセル 9 件（自力で対応可能、半壊住宅のため対応困難など） ※土日祝日に活動 ・2/1 をもって土日祝日における開設を終了（2/16 までは八戸市社会福祉協議会の通常業務の中で受付・対応を行う体制を継続）
広報統計課	<p>○災害用ふるさと納税の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとチョイス ・楽天ふるさと納税 ・ふるなび ・JRE MALL ふるさと納税 ・Amazon ふるさと納税 <p>○代理寄附受付自治体（申し出順）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久慈市 ・三戸町 ・山形県南陽市
住民税課 資産税課 収納課	<p>○住家に関する罹災証明書・家財等に関する被害届出証明書の相談及び発行手続き</p> <p>○住家に関する罹災証明書・家財等に関する被害届出証明書の臨時休日窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R7. 12/14（日）、12/20（土）、12/21（日）、12/27（土）、12/28（日）実施済み <p>○市ホームページ、市公式 SNS、プレスリリースによる罹災証明書・被害届出証明書の受付窓口の周知、庁舎内での案内掲示の実施</p>

	<p>○住家に関する罹災証明書・家財等に関する被害届出証明書のオンライン手続きの実施及び市ホームページ、市公式 SNS、プレスリリースによる周知</p> <p>※住家に関する罹災証明書・家財等に関する被害届出証明書の受付窓口は住民税課</p> <p>○罹災証明書に係る住家の被害認定調査を実施（R7.12/19（金）から資産税課・収納課の2課体制で開始、R8.1/26（月）から住民税課を加えた3課体制で実施中）</p>
収納課	<p>○市ホームページ、市公式 SNS、プレスリリース、市民 S C への掲示、d ボタン広報等により市税（市県民税、国民健康保険税）の減免措置を周知</p>
商工課	<p>○「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に関する事業者特別相談窓口」の設置（12/10）及び事業者向け被害届出証明書の申請受付・発行手続きの実施（即時発行可、オンライン申請可）</p> <p>○青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度（災害枠）に係る信用保証料の全額補助の実施</p> <p>○中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号認定書の申請受付（事前相談を含む）の実施</p> <p>○国道45号線通行止め等の影響を受ける沿線事業者へのヒアリング調査の実施</p>
産業労政課	<p>○所管施設、八戸北インター第2工業団地及び誘致企業の被害状況確認</p>
農政課 農林畜産課 農業経営振興センター 水産事務所	<p>○「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に関する農業者・漁業者特別相談窓口」の設置（R7.12.11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政課窓口で、農業者・漁業者向け被害届出証明書の申請受付 ・農林畜産課、農業経営振興センター、水産事務所の各窓口で、農業者・漁業者向け被害届出証明書の申請受付・発行手続き（即時発行可、オンライン可） <p>※休日夜間も対応可能なオンライン申請の受付</p>
八戸ポータルミュージアムはっち	<p>○八戸ポータルミュージアム及び八戸まちなか広場での避難者受入れ（12/9終了）</p>
文化創造推進課	<p>○公会堂・市公民館での避難者受入れ</p> <p>○公会堂の被害状況確認及び被害への対応状況確認</p> <p>○南郷文化ホールの休館（設備点検のため、12/10から当面の間）</p> <p>○南部会館での避難者受入れ（その後、公会堂へ誘導）</p> <p>○南部会館の被害状況確認及び被害への対応状況確認</p> <p>○八戸ブックセンターの休館（壁材（漆喰）のは材がクラック発生時に書籍に堆積したことに伴う除去作業のため、12/10のみ）</p> <p>○八戸ブックセンターの被害に伴う対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月11日から通常開館 ・内装の修繕に伴う休館（4月6日～4月下旬（予定））

スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況確認及び現地確認 ○学校体育等中止に伴うスケートリンク利用及び指導者派遣キャンセルの各種調整 ○はちとまネットワーク交流事業(苫小牧少年アイスホッケー使節団受入れ)の中止に伴う各種調整
美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○美術館の休館及びプレスリリース（収蔵品及び展示作品の調査・確認のため、12/10～11） ○通常どおり開館（12/12～） 「古代エジプト美術館展」については会期途中で閉幕（主催者：デーリー東北新聞社 12/12 公表）
福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○北稜中学校に避難した要支援者(1名)からの申し出による、福祉避難所への移送対応（移送先は市と福祉避難所の確保に関する協定を結んだ民間施設、12/9 6:30 帰宅） ○所管施設の被害状況確認及び現地確認 ○市ホームページを通じた被災者支援制度等の情報提供、窓口での相談・申請受付
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉センター南郷の被害状況確認及び被害への対応状況確認 ○老人福祉センター馬淵荘、老人いこいの家5館、勁松館の被害状況確認 ○災害時情報共有システムを用いた、高齢者施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等）の被害状況確認
介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時情報共有システムを用いた、介護サービス事業所の被害状況確認 ○被災事業所からの問い合わせ対応等（介護サービス等運営上の助言等） ○介護保険料及び利用者負担額の減免に関する申請・相談の窓口を設置し、相談受付 ○市ホームページ、市公式 SNS 等により、介護保険料及び利用者負担額の減免について周知
障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時情報共有システムを用いた、障害福祉サービス事業所等の被害状況確認 ○被災事業所からの問い合わせ対応等（障害福祉サービスなど運営上の助言等）
こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時情報共有システムを用いて、3課から各所管施設の被害状況を確認（課名と所管施設数：子育て支援課（67施設）、こども未来課（89施設）、こども家庭相談室（1施設）） ○こどもはっちの被害状況確認
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時情報共有システムを用いて、児童館 15 館及び放課後児童クラブ 52 クラブから被害状況を確認
高等看護学院	<ul style="list-style-type: none"> ○休校措置（12/9のみ）
保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○EMIS（広域災害救急医療情報システム）へ被災状況の詳細を入力していない病院・有床診療所への入力状況確認及び医療機関の状況を県へ報告 ○八戸市医師会、八戸歯科医師会、八戸薬剤師会から被災状況を確認
健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○健康相談の受付紹介（SNSによる）

すくすく親子健康課 保健予防課	○避難者等への健康相談（対面及び電話）
市民課	○避難所従事職員の派遣
くらし交通安全課 （八戸市消費生活センター）	○ほっとスルメール及び市公式SNSにより、災害に便乗した不審電話に関する注意喚起を実施 ○ほっとスルメール及び市公式SNSにより、NTT 青森八戸ビルに設置の鉄塔の倒壊に便乗して不安を煽る不審電話に関する注意喚起を実施（12/17 9:53） ○地震関連の相談 8 件
環境政策課	○市ホームページ、市公式 SNS、ほっとするメール、ごみ収集アプリにより、行政処理施設（清掃工場、リサイクルプラザ、最終処分場）における災害廃棄物の処分手数料の減免措置を周知（12/11）。 対象：被害届出証明書等の発行を受けている市民及び事業者。 ○一般家庭の災害廃棄物については、市清掃事務所が個別に回収し、行政処理施設において処分。（個人による行政処理施設への直接持ち込みも可能。） 回収希望 225 世帯中 198 世帯回収済（令和 8 年 2 月 10 日現在） ○事業者の災害廃棄物については、事業者による行政処理施設への直接持ち込みを原則とする。 ○減免件数（令和 8 年 2 月 10 日現在） 清掃工場持込分：家庭系 8 件（清掃事務所回収分含む）、事業系 0 件 リサイクルプラザ持込分：家庭系 147 件（清掃事務所回収分含む）、事業系 14 件 最終処分場持込分：家庭系 21 件（清掃事務所回収分含む）、事業系 16 件 ○市ホームページにより、「被災住家解体撤去支援事業」の実施について周知（2/10）。
環境保全課	○被災建築物等に対する石綿飛散・ばく露防止対策に関する情報収集及び市ホームページ等での周知。
清掃事務所	○八戸市一般廃棄物最終処分場の被害状況確認及び第 1 区画のキャッピングシートへの被害（約 10 cm の破れ）に対する補修を実施。 ○天狗沢最終処分場における停電による水処理施設のポンプの停止について、修繕を実施
港湾河川課	○令和 7 年 12 月 20 日に「八戸港の早期復旧に向けた支援」の要望書を、県との連名で提出。 ・八戸港コンテナヤード内のふ頭用地の段差等の早期復旧に向けた支援 ・その他、八太郎地区 P、E 岸壁及び河原木地区 B 岸壁をはじめとした、公共岸壁の段差等の早期復旧に向けた支援 ○令和 8 年 2 月 10 日に「八戸港復旧に関わる緊急要望」の要望書を、県及び八戸港振興協会との連名で提出。 ・八太郎地区 2 号埠頭コンテナヤード内の段差解消と亀裂の補修に向けた支援 ・八太郎地区 4 号埠頭 P 岸壁の本格復旧

	<ul style="list-style-type: none"> ・八太郎地区 1 号埠頭 E 岸壁の本格復旧
道路維持課	<ul style="list-style-type: none"> ○市道の被害状況確認及び応急復旧対応 ○橋梁伸縮装置破損（田面木 開運橋） 被害状況及び被害額を調査中
建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅管理人への被害状況確認 ○市営住宅の被害調査（現地確認） ○市有施設の被害状況確認 ○市営住宅の一時入居の申込受付及び市ホームページ、市公式 SNS、プレスリリースによる周知 ○住宅の応急修理の申込受付及び市ホームページ、市公式 SNS、プレスリリースによる周知
公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> ○三八城公園の倒木被害に伴う立入禁止措置及び倒木の撤去 ○長根公園の排水側溝破損に伴う立入禁止措置及び園路舗装破損に伴う注意看板設置 応急復旧対応済 ○長者まつりんぐ広場の広場インターロッキング舗装の段差に伴う立入禁止措置 本復旧作業完了 ○下谷地公園の立入禁止措置（付近の鉄塔が倒壊の危険があるため） 下谷地公園の立入禁止措置解除（12/24～） （付近の鉄塔が倒壊の危険が無いことが確認されたため） ○八戸公園・こどもの国の「食堂・売店・無料休憩所」の天井等に歪みが生じたため、2階への立入禁止措置（冬季休業中） 指定管理者において、修繕予定（3月中に復旧予定）
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ■建物被災状況の把握 市内一円及び中心市街地の建物被災状況把握のパトロール実施（12/9～） （倒壊の恐れのある建物の有無など） ■N T T 鉄塔復旧関連 ○N T T 青森八戸ビル鉄塔復旧に関する国の技術支援チームの現地視察を案内。 ○N T T 東日本と県・国等による技術支援チームとの打合せに、危機管理課と出席。建築指導課については、今後、「補修工事の短縮の検討結果」を情報共有していくこととなった。（第 1 回打合せ会議）12/13 ○第 2 回打合せ会議（N T T から工期短縮検討結果の説明）（12/15） ○第 3 回打合せ会議（国の確認状況の共有）（12/18） ○倒壊のおそれに関する検証結果の打合せ（12/23） ○復旧工事完了（12/26） ■被災建築物の現地確認及び指導 ○糠塚字蟹沢地区の住宅被災状況調査・確認（12/17）調査物件 15 件 ○中心市街地の落下物の恐れのある建物の調査及び注意喚起（12/17～） ○罹災証明書発行に係る住家被害認定調査への派遣（12/24～）
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の被害状況確認及び応急復旧対応 ○学校施設開放の休止（12/9～10）

<p>学校教育課</p>	<p>○市立全小・中学校の休校措置（12/9のみ）</p> <p>○給食センターの設備点検に伴い、12/10の市立全小・中学校の学校給食を非常食のほっとするカレーに変更</p> <p>○地震による給食センターの被害に伴い、12/11以降の給食提供を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北地区給食センター 通常通り提供 ・東地区給食センター 12/11、12は提供なし 12/15～23は代替給食を提供 ・西地区給食センター 献立変更し提供 <table border="1" data-bbox="499 510 1453 891"> <thead> <tr> <th></th> <th>12/11(木)</th> <th>12/12(金)</th> <th>12/15(月)～12/23(火)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北センター</td> <td colspan="3">通常通り提供</td> </tr> <tr> <td>東センター</td> <td colspan="2">給食提供なし</td> <td>代替給食 ・ご飯・牛乳 ・副食（学配物資※）</td> </tr> <tr> <td>西センター</td> <td>献立変更（汁なし） ・ご飯・牛乳 ・おかず2品</td> <td>献立変更（汁なし） ☆受配校Aの20校はご飯を 家庭から持参 ・牛乳・おかず2品</td> <td>献立変更（汁なし） ・ご飯・牛乳・おかず2品</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学配物資・・・給食センターの調理を必要とせず、業者から学校への直接配送により食べられるもの。</p> <p>○東地区給食センター及び西地区給食センターが復旧し1/13より通常通りの給食提供を再開</p>		12/11(木)	12/12(金)	12/15(月)～12/23(火)	北センター	通常通り提供			東センター	給食提供なし		代替給食 ・ご飯・牛乳 ・副食（学配物資※）	西センター	献立変更（汁なし） ・ご飯・牛乳 ・おかず2品	献立変更（汁なし） ☆受配校Aの20校はご飯を 家庭から持参 ・牛乳・おかず2品	献立変更（汁なし） ・ご飯・牛乳・おかず2品		
	12/11(木)	12/12(金)	12/15(月)～12/23(火)																
北センター	通常通り提供																		
東センター	給食提供なし		代替給食 ・ご飯・牛乳 ・副食（学配物資※）																
西センター	献立変更（汁なし） ・ご飯・牛乳 ・おかず2品	献立変更（汁なし） ☆受配校Aの20校はご飯を 家庭から持参 ・牛乳・おかず2品	献立変更（汁なし） ・ご飯・牛乳・おかず2品																
<p>教育指導課</p>	<p>○ほっとスルメールで、市立全小・中学校関係者に12/9の休校措置を周知</p>																		
<p>図書館</p>	<p>○南郷図書館の休館（12/9のみ、12/10以降は安全確保のため一部利用禁止区域を設定して開館）</p> <p>○はちのへ電子図書館体験会の中止（12/9のみ）</p>																		
<p>運輸管理課</p>	<p>○館花下交差点から裏通りへ向かう塩町陸橋の2車線の通行止めに伴い、館花下バス停から次の下大工町バス停への運行について、ゆりの木通りを経由する迂回運行を実施（12/9実施、同日18時以降は、通行止めが1車線分解除されたため通常運行）</p> <p>○国道45号線の類家一丁目交差点～郵便局前交差点の通行止めに伴い、迂回運行の実施及び迂回運行により停車しない停留所利用者に対する最寄りの停留所への誘導（停車しない停留所：二十八日町、NTT前、下組町）迂回運行の周知について、当該停留所に掲示したほか、順次、ホームページ、市公式X、バス車内への掲示を行った。</p> <p>○国道45号線の類家一丁目交差点～塩町交差点の通行止め解除に伴い、12月16日(火)始発から通常運行。（十八日町、NTT前、下組町にも通常通り停車）</p>																		
<p>消防本部</p>	<p>○消防隊活動状況</p> <table border="1" data-bbox="512 1787 1289 2063"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> <th>内訳等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急</td> <td>15</td> <td>搬送人員15人</td> </tr> <tr> <td>救助</td> <td>11</td> <td>救出人員1人</td> </tr> <tr> <td>調査等</td> <td>89</td> <td>ホームタンク被害53, その他36</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>115</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	件数	内訳等	火災	0		救急	15	搬送人員15人	救助	11	救出人員1人	調査等	89	ホームタンク被害53, その他36	計	115	
種別	件数	内訳等																	
火災	0																		
救急	15	搬送人員15人																	
救助	11	救出人員1人																	
調査等	89	ホームタンク被害53, その他36																	
計	115																		

6 被災者支援・復旧に関する取組等について

	担当部署	総合政策部 政策推進課
取組・事業名称	有料証明書発行手数料の免除	
取組・事業概要	各種被災支援制度の申請に必要な有料証明書発行手数料を免除する。	
実績	0件 (2/10 時点)	

	担当部署	総合政策部 市民連携推進課
取組・事業名称	家庭から出る災害ごみの搬出支援	
取組・事業概要	災害に伴って壊れた大型家具等の屋外搬出が困難な世帯への八戸市社会福祉協議会及び県内ボランティア団体による搬出支援 ※八戸市社会福祉協議会で相談受付の専用電話・申込フォームを開設	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12/26 八戸市社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを開設 ・ 1/10 ボランティア活動開始 (土日祝日に活動) ・ 2/1 土日祝日における開設を終了 (2/16 までは八戸市社会福祉協議会の通常業務の中で受付・対応を行う体制を継続) ・ 2/12 (17:00 時点) 相談 46 件／うち対応済 37 件・キャンセル 9 件 (自力で対応可能、半壊住宅のため対応困難など) 	

	担当部署	財政部 住民税課																											
取組・事業名称	住家に関する罹災証明書の発行 家財等に関する被害届出証明書の発行																												
取組・事業概要	住家に関する罹災証明書及び家財等に関する被害届出証明書に係る相談対応、申請・届出受付、証明書交付																												
実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">相談受付件数 (住家及び家財等)</td> <td>1,017 件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">住家に関する 罹災証明書</td> <td>申請件数</td> <td>517 件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">交付件数</td> <td rowspan="5">504 件</td> <td>全壊</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>23 件</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>23 件</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>40 件</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>412 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家財等に関する 被害届出証明書</td> <td>届出件数</td> <td>473 件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交付件数</td> <td>463 件</td> <td>—</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(2/12 17:00 時点)</p>		相談受付件数 (住家及び家財等)		1,017 件	—	住家に関する 罹災証明書	申請件数	517 件	—	交付件数	504 件	全壊	6 件	中規模半壊	23 件	半壊	23 件	準半壊	40 件	一部損壊	412 件	家財等に関する 被害届出証明書	届出件数	473 件	—	交付件数	463 件	—
相談受付件数 (住家及び家財等)		1,017 件	—																										
住家に関する 罹災証明書	申請件数	517 件	—																										
	交付件数	504 件	全壊	6 件																									
			中規模半壊	23 件																									
			半壊	23 件																									
			準半壊	40 件																									
一部損壊			412 件																										
家財等に関する 被害届出証明書	届出件数	473 件	—																										
	交付件数	463 件	—																										

	担当部署	財政部 住民税課、資産税課、収納課
取組・事業名称	住家に関する罹災証明書の発行	
取組・事業概要	住家に関する罹災証明書に係る被害認定調査、判定	
実績	要調査件数 147 件 うち調査済み件数 147 件 (2/12 17:00 時点) ※一棟全体で外観目視調査を行った集合住宅については、その調査結果を各世帯ごとの申請に対する罹災証明書に適用	

	担当部署	財政部 収納課		
取組・事業名称	災害救助法適用にかかる市税の減免			
取組・事業概要	市税（市県民税、国民健康保険税）の減免措置を講ずる。			
実績	減免申請件数 29 件（2/12 17:00 時点）			
	税 目	申請件数	うち減免決定	うち不決定
	市県民税	18 件	16 件	2 件
	国民健康保険税	11 件	8 件	3 件
	計	29 件	24 件	5 件

	担当部署	商工労働まちづくり部 商工課		
取組・事業名称	令和7年青森県東方沖を震源とする地震に関する事業者特別相談窓口の設置、事業用資産（商工業）被害届出証明書の発行			
取組・事業概要	事業用資産（商工業）に関する被害届出証明書に係る相談対応、届出受付、交付（農業・林業・畜産・水産被害以外）			
実績	相談受付件数			131 件
	事業用資産（商工業）に係る被害届出証明書	届出件数		165 件
		交付件数		165 件
	（2/12 17:00 時点）			

	担当部署	商工労働まちづくり部 商工課		
取組・事業名称	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度（災害枠）への信用保証料補助			
取組・事業概要	中小企業者への資金繰り対策として、青森県が実施する同融資に係る信用保証料の全額補助（県と市が折半）を行う。			
実績	融資実行件数：4 件（2/12 17:00 時点）			

	担当部署	商工労働まちづくり部 商工課		
取組・事業名称	中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号認定申請の受付			
取組・事業概要	中小企業者への資金繰り対策として、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号認定書の申請を受け付ける。			
実績	申請受付件数：0 件（2/12 17:00 時点）			

	担当部署	商工労働まちづくり部 商工課
取組・事業名称	クラウドファンディング・プラットフォーム運営事業者との協定に基づく青森県東方沖地震災害支援プログラムの実施	
取組・事業概要	国内最大級のクラウドファンディング・プラットフォーム運営事業者と連携した災害支援プログラムの実施により、被災した事業者が全国からの支援を低コストで集められる環境を整える。	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/27 運営事業者との協定締結 ・ 1/27 災害支援プログラムの申込開始（～2/28） ・ 2/10 勉強会の開催（34名） 	

	担当部署	商工労働まちづくり部 まちづくり推進課
取組・事業名称	地震被害により移転を余儀なくされる店舗向けの中心街空き物件情報の情報提供	
取組・事業概要	公益社団法人青森県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会青森県本部と連携し、中心街の事業向け空き物件情報を市ホームページに掲載。	
実績	空き物件情報を市ホームページに掲載済み（2/6） 掲載数：42建物（計92物件）	

	担当部署	商工労働まちづくり部 まちづくり推進課
取組・事業名称	八戸に元気を！マチニワナイトマーケット（被災事業者応援企画）の開催	
取組・事業概要	地震による被害や影響を受ける店舗の応援企画としてマーケットを開催する。	
実績	<p>（1回目）</p> <p>日時：令和8年1月9日（金）16時～19時</p> <p>場所：マチニワ</p> <p>出店者：7店（NTT鉄塔の損傷に伴う国道45号通行止めにより休業等を余儀なくされた方又は、地震による事業用資産の被害を受け、被害届出証明書を申請した方）</p> <p>（2回目）</p> <p>日時：令和8年2月6日（金）16時～19時</p> <p>場所：マチニワ</p> <p>出店者：9店（地震による事業用資産の被害を受け、被害届出証明書を申請した方（申請には至っていないが問い合わせのあった方を含む））</p>	

	担当部署	農林水産部 農林畜産課
取組・事業名称	相談窓口の設置	
取組・事業概要	林業・畜産被害に関する相談受付	
実績	相談件数：2件	

	担当部署	農林水産部 農業経営振興センター（農政課）
取組・事業名称	相談窓口の設置	
取組・事業概要	農業被害に関する相談受付	
実績	相談件数：9件	

	担当部署	農林水産部 農政課、農林畜産課、農業経営振興センター、水産事務所		
取組・事業名称	農業・林業・畜産・水産に関する被害届出証明書の発行			
取組・事業概要	農業・林業・畜産・水産に関する被害届出証明書に係る相談対応、届出受付、交付（農政課は受付のみ実施。事業用資産（商工業）被害以外）			
実績	相談受付件数		11件	
	農業・林業・畜産・水産被害に係る被害届出証明書	届出件数	4件	
		交付件数	4件	
	(2/12 17:00時点)			
	【届出件数内訳】	【交付件数内訳】		
	・農業被害	4件	・農業被害	4件
	・林業・畜産被害	0件	・林業・畜産被害	0件
	・水産被害	0件	・水産被害	0件

	担当部署	農林水産部 水産事務所
取組・事業名称	相談窓口の設置	
取組・事業概要	水産被害に関する相談受付	
実績	相談件数：0件	

	担当部署	福祉部 福祉政策課
取組・事業名称	被災者支援制度等の情報提供・相談・申請受付	
取組・事業概要	市ホームページに関連情報を掲載	
実績	<p>○市、県、市社会福祉協議会等による資金制度に関する情報の掲載 （貸付）：生活福祉資金、災害援護資金貸付金 市内に支店がある金融機関の災害復旧に関する融資制度 （支援金）：被災者生活再建支援金（2月13日付けで県から国の制度へ移行）</p> <p>○災害義援金の受付窓口に関する情報の掲載</p>	

	担当部署	福祉部 福祉政策課
取組・事業名称	被災者支援制度等の情報提供・相談・申請受付	
取組・事業概要	災害援護資金貸付金や青森県被災者生活再建支援金等の相談・申請受付	
実績	<p>○災害援護資金貸付金 （申請受付）：0件</p> <p>○被災者生活再建支援金（2月13日付けで県から国の制度へ移行） （申請受付）：2件</p> <p>段階的に対象者へ制度の案内・申請書類を送付</p>	

	担当部署	福祉部 福祉政策課
取組・事業名称	被災者支援制度等の情報提供・相談・申請受付	
取組・事業概要	災害義援金の受付窓口（県、日本赤十字社青森県支部ほか）の案内	
実績	○案内方法：ホームページ、電話、課窓口 ○案内内容：県、日本赤十字社青森県支部、県共同募金会の義援金受付情報 ※受付終了（1月30日）	

	担当部署	福祉部 高齢福祉課
取組・事業名称	社会福祉施設等災害復旧支援	
取組・事業概要	被災した高齢者施設等に対し、建物等の復旧費の一部を補助する。	
実績	国庫補助協議中の施設：2施設（所要額：調査中）	

	担当部署	福祉部 介護保険課									
取組・事業名称	減免相談窓口の設置										
取組・事業概要	介護保険料及び利用者負担額の減免に関する申請・相談を受け付ける。										
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護保険料</th> <th>利用者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(2/12 17:00時点)</p>			介護保険料	利用者負担額	相談件数	5件	3件	申請件数	0件	0件
	介護保険料	利用者負担額									
相談件数	5件	3件									
申請件数	0件	0件									

	担当部署	福祉部 介護保険課
取組・事業名称	社会福祉施設等災害復旧支援	
取組・事業概要	被災した介護施設等に対し、建物等の復旧費の一部を補助する。	
実績	国庫補助協議中の施設：5施設（所要額：調査中）	

	担当部署	こども健康部 こども未来課
取組・事業名称	児童福祉施設等の災害復旧支援（国）	
取組・事業概要	被災した保育施設等に対し、建物等の復旧費の一部を補助する。	
実績	国庫補助協議中の施設：6施設（所要額：調査中）	

	担当部署	こども健康部 こども未来課
取組・事業名称	保育料の減免	
取組・事業概要	児童が属する世帯の住家が被災した場合、保育料を減免する。	
実績	申請件数：0件	

	担当部署	こども健康部 子育て支援課
取組・事業名称	児童扶養手当の所得制限の特例措置	
取組・事業概要	住宅・家財等の財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合の手当支給に係る所得制限適用除外の申請受付	
実績	申請件数：0件	

	担当部署	こども健康部 こども家庭相談室
取組・事業名称	八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の支払猶予等	
取組・事業概要	償還金の支払猶予、貸付金の据置期間延長、寡婦所得制限適用除外の申請受付	
実績	申請件数：0件	

	担当部署	こども健康部 こども未来課、保健総務課
取組・事業名称	八戸市保育士・看護師等修学資金返還金の特別措置	
取組・事業概要	災害により特に返還が困難になった場合、返還に関する相談を受付	
実績	相談件数：0件	

	担当部署	市民環境部 国保年金課
取組・事業名称	国民年金保険料の免除	
取組・事業概要	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた方は申請に基づき国民年金保険料の納付が免除	
実績	申請件数：0件	

	担当部署	市民環境部 国保年金課
取組・事業名称	国民健康保険一部負担金の減免	
取組・事業概要	震災等により、生活が著しく困難になったと認められる方について国民健康保険一部負担金を減免	
実績	申請件数：0件	

	担当部署	市民環境部 国保年金課
取組・事業名称	後期高齢者医療の保険料及び一部負担金の減免の受付	
取組・事業概要	後期高齢者医療の保険料及び一部負担金の減免に関する相談受付	
実績	申請件数：0件	

	担当部署	市民環境部 暮らし交通安全課
取組・事業名称	地震に関連する市民相談及び消費者相談窓口の設置	
取組・事業概要	地震に関連する市民相談及び消費者相談の受付	
実績	相談件数：8件	

	担当部署	市民環境部 環境政策課
取組・事業名称	災害廃棄物の処理	
取組・事業概要	青森県東方沖地震に伴い発生した災害廃棄物の処理を行うもの。 なお、被害届出証明書等の発行を受けた市民及び事業者については、行政処理施設（清掃工場、リサイクルプラザ、最終処分場）における災害廃棄物の処分手数料の減免措置を講ずる。	
実績	<p>○一般家庭の災害廃棄物については、市清掃事務所が個別に回収し、行政処理施設において処分。（個人による行政処理施設への直接持ち込みも可能。） 回収希望 225 世帯中 198 世帯回収済（令和 8 年 2 月 10 日現在）</p> <p>○事業者の災害廃棄物については、事業者による行政処理施設への直接持ち込みを原則とする。</p> <p>○減免件数（令和 8 年 2 月 10 日現在） 清掃工場持込分：家庭系 8 件（清掃事務所回収分含む）、事業系 0 件 リサイクルプラザ持込分：家庭系 147 件（清掃事務所回収分含む）、 事業系 14 件 最終処分場持込分：家庭系 21 件（清掃事務所回収分含む）、事業系 16 件</p>	

	担当部署	市民環境部 環境政策課
取組・事業名称	被災住家解体撤去支援事業	
取組・事業概要	罹災証明書において全壊の判定を受けた個人住家の所有者の申請に基づき、市が当該住家の解体撤去を行うもの。	
実績	令和 8 年 2 月 10 日受付開始	

	担当部署	建設部 建築住宅課				
取組・事業名称	市営住宅の一時入居の申請受付					
取組・事業概要	災害により住宅を失った方で市営住宅に一時的に入居を希望する方の相談及び申請受付。					
実績	<table border="1"> <tr> <td>相談件数</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>0 件</td> </tr> </table>		相談件数	5 件	実施件数	0 件
相談件数	5 件					
実施件数	0 件					

	担当部署	建設部 建築住宅課						
取組・事業名称	住宅の応急修理の申請受付							
取組・事業概要	災害により住家が半壊等の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方の相談及び申請受付。							
実績	<table border="1"> <tr> <td>相談件数</td> <td>21 件</td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>1 件</td> </tr> </table>		相談件数	21 件	申請件数	6 件	実施件数	1 件
相談件数	21 件							
申請件数	6 件							
実施件数	1 件							

	担当部署	都市整備部 下水道業務課
取組・事業名称	下水道使用料の減免及び納期延長	
取組・事業概要	水道料金の減免に準じる内容で、下水道使用料を減免及び納期延長をする。	
実績	令和8年2月6日（金）時点 ・下水道使用料の減免 53件、減免額：1,471,593円 ・納期延長 0件	

	担当部署	教育委員会 学校教育課
取組・事業名称	八戸市奨学金の償還猶予	
取組・事業概要	八戸市奨学金を償還中であり、災害により被害を受けた方の償還を猶予するもの。	
実績	申請件数：0件	

	担当部署	教育委員会 図書館
取組・事業名称	図書館資料損害賠償の免除	
取組・事業概要	汚損・破損又は紛失した図書館資料の賠償を免除する。	
実績	○八戸市立図書館 4件 ○南郷図書館 4件 計8件、10,832円（水濡れによる汚損）	

	担当部署	八戸圏域水道企業団 料金課		
取組・事業名称	水道料金の減免・納期限の延長			
取組・事業概要	水道を使用できなくなった被災者の水道料金減免、漏水または濁水の水量軽減、納期限の延長等の個別対応			
実績	令和8年2月6日（金）時点			
	・減免等 94件			
		件数	水量	軽減額
	水道料の減免	2件	416 m ³	137,307円
	使用水量の軽減	72件	9,681 m ³	2,949,235円
	一時休止中の軽減	1件	1 m ³	0円
捨水量の軽減	19件	160 m ³	54,394円	
	計		10,258 m ³	3,140,936円
	・納期限の延長 0件			

	担当部署	消防本部 予防課
取組・事業名称	災害に関する危険物施設の申請	
取組・事業概要	危険物各種申請手数料の減免措置	
実績	申請件数：0件	

7 NTT 青森八戸ビル鉄塔損傷への対応について

(1) 概要

- 12月9日 夕方 NTT から、鉄塔に損傷が見られ、明日調査結果を報告すると連絡あり。
- 12月10日 17:00 NTT から、鉄塔は今すぐ倒壊するおそれはないが、今後大きな地震が発生した場合、倒壊する可能性があり、その範囲は鉄塔の周囲 50mに及ぶとの報告と、市長へは12月11日に正式に報告したいと説明あり。
- 12月10日 23:30 避難所（柏崎公民館）開設準備完了
- 12月11日 0:00 避難指示発令、1:00～2:20 対象者へNTT 職員と市職員が戸別訪問
- 12月11日 0:30～NTT 青森八戸ビル周辺の道路について通行止め及び交通規制（規制対象道路：国道45号、国道340号、主要地方道八戸階上線、ビル北側の市道）
- 12月16日 0:00 NTT 青森八戸ビル周辺の道路について通行止め及び交通規制の縮小（規制対象道路：国道45号、ビル北側の市道）
- 12月16日 19:00 避難所（柏崎公民館）閉鎖
- 12月23日 20:00 過ぎ NTT から、鉄塔復旧工事と並行して進めていた鉄塔の倒壊の可能性に関するより詳細な検証の結果、現在の損傷状況でも倒壊の恐れが無いことを確認したと発表あり。
- 12月23日 20:30 避難指示解除
- 12月23日 20:30 ビル北側の市道の通行止め解除
- 12月23日 22:00 国道45号の通行止め解除
- 12月26日 11:00 鉄塔損傷における修復工事の完了を発表

(2) 避難状況

①対象世帯 35世帯 65人

②避難所開設状況

ア 指定避難所

	避難所名	開設時刻	閉鎖時刻	最大避難者数
1	柏崎公民館	11日0:00	16日19:00	6

イ 自主避難所 ※NTT が手配した宿泊施設

	避難所名	最大避難者数
1	ホテルグローバルビュー八戸	26
2	ダイワロイネットホテル八戸	36
合計		62

(3) 市の対応

- NTT へ鉄塔の早期修繕に関する要請書を提出
- ほっとスルメール等で、避難指示・解除及び道路の通行止めや交通規制の実施・解除について周知
- 対象者へNTT 東日本の社員とともに戸別訪問し、避難を呼びかけ
- 鉄塔復旧に関する打ち合わせ会に出席
- 避難者への健康相談（12月16日、19日、21日、22日に実施、対応実績は6世帯11人）

(4) NTT 東日本の対応状況

- 12月13日 NTTが八戸鉄塔復旧対策本部設置
- 12月13日 NTTと県・国等による技術支援チームとの打合せ
※避難指示の範囲の妥当性と工期の短縮について協議
- 12月13日～ 現地へ仮設材（カラーコーンや足場）の搬入開始
- 12月15日 NTTが工事を開始
年内に工事完了予定と発表
- 12月23日 工事と並行して進めていた鉄塔の倒壊の可能性に関するより詳細な検証の結果、現在の損傷状況でも倒壊の恐れが無いことを確認したと発表
- 12月26日 鉄塔損傷における修復工事の完了を発表

8 JR 八戸線高架橋への対応について

(1) 概要

地震の影響による被害として、JR 八戸線の本八戸～小中野駅間の高架橋のうち約 20 カ所で、柱のコンクリートが剥がれ落ちるなどの大きな損傷が確認され、全線運休となっている。

(2) これまでの市の対応

- 12月12日 市長が知事とともに被害現場視察（JR 盛岡支社長対応）
その場で JR 東日本盛岡支社長に対し、早期の復旧および代行輸送の実施を求めた。
- 12月15日 JR 東日本に対し、県と連名で要請文を提出
- 12月19日 JR 東日本に対し、当市を含む JR 八戸線利用促進協議会において要望活動を実施
- 12月20日 金子国土交通大臣に対し、県と連名で JR 八戸線の復旧に向けた支援について要望

(3) 今後の対応

沿線自治体や青森・岩手両県並びに JR 東日本と連携しながら、JR 八戸線を活用した観光誘客を図っていく。

(4) JR 東日本の対応状況

- 12月16日 JR 東日本が八戸～鮫駅間の代行バスの運転と鮫～久慈駅間の臨時ダイヤによる運転再開を12月22日から当面の間実施することを発表
- 12月19日 JR 東日本が八戸～鮫駅間の運転再開時期は12月30日9時頃を目指していることと、12月22日に運転を開始する八戸線代行バス及び臨時列車のダイヤ等の詳細について発表
- 12月22日 JR 東日本が代行バス及び臨時列車による代行輸送を開始
- 12月23日 12月30日9時台の列車から全線運転再開すること、並びに代行バスと臨時列車の運行は12月30日9時以降をもって終了となることを正式発表
- 12月30日 午前9時台の列車から全線運転再開となり、代行バスと臨時列車の運行が終了

9 北海道・三陸沖後発地震注意情報について

(1) 気象庁による発表日時

- 令和7年12月9日（火） 2:00 発表
- 令和7年12月16日（火） 0:00 特別な注意の呼び掛けの期間の終了

(2) 市の対応

- ・本部員会議における本部長によるメッセージの発信
- ・SNS 及び市ホームページによる情報発信
- ・臨時記者会見（4回）
市長から市民に対し、メッセージの発信

10 当市に対する支援について

(1) 人的支援

業務の内容	支援元	人数（累計）	期間
罹災家屋調査等	南陽市	2人	12/10～12/13
住家被害認定調査	南相馬市	2人	12/22～12/26
住家被害認定調査等	青森県	2人	12/23～12/26

(2) 物的支援

支援元	物資の内容	数量（累計）	受領日
個人（2人）	衣類（防寒着等）	20着程度	12/15
	日用品（タオル等）	多数	12/26
	衣類用カイロ	約100枚	
	靴下用カイロ	約100枚	
モアコスメティックス(株)	ドライシャンプー	18,000回分	12/11
長野県災害ボランティア有志団体	カイロ	1,180枚	12/13
	フリース毛布	10枚	
	飲料水	96本	
(株)マルイチ水産	飲料水	3,840本	12/16
大正製薬(株)	栄養ドリンク	150本	12/17
	栄養ゼリー	160個	
明治安田生命保険相互会社	フェイスタオル	1,500枚	12/23
富士フィルムシステムサービス株式会社	住家被害認定調査用システムの無償貸与	一式	12/19
	住家被害認定調査用端末（タブレットPC）の無償貸与	2台	
株式会社NTTドコモ	住家被害認定調査用端末（タブレットPC）及びWi-Fiルーターの無償貸与	各3台	12/22

(3) 災害支援寄附（ふるさと納税）

受付日	件数	金額（円）
令和8年2月16日時点	1,756※	32,470,658

※判明している件数のみ

(4) 災害支援寄附（企業版ふるさと納税）

企業名	所在地	寄附申出日
フードテクノエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市	令和7年12月16日
フィリップモリスジャパン合同会社	東京都千代田区	令和7年12月16日
株式会社青森共同計算センター	青森県青森市	令和7年12月16日
能之有限会社	宮崎県宮崎市	令和7年12月17日
玉英商事株式会社	東京都中央区	令和7年12月17日
株式会社柘植製作所	愛知県大府市	令和7年12月18日
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市	令和7年12月24日
株式会社NITTAI	神奈川県横浜市	令和7年12月25日
株式会社ホクエツ	宮城県仙台市	令和7年12月26日
株式会社ヤマト	群馬県前橋市	令和8年1月5日

株式会社石川設計	青森県十和田市	令和8年 1月 5日
株式会社増川プロジェクト技建	青森県黒石市	令和8年 1月 7日
株式会社サフィール	千葉県千葉市	令和8年 1月13日
株式会社合同資源	千葉県長生村	令和8年 1月16日
(非公表)	(非公表)	令和8年 1月14日
株式会社藤和グループホールディングス	東京都東大和市	令和8年 1月23日
リロン株式会社	東京都新宿区	令和8年 1月27日
株式会社 Gopal	神奈川県横浜市	令和8年 1月28日
大東建託株式会社	東京都港区	令和8年 2月 4日

※合計件数・金額 19件・26,800千円

(5) 災害支援寄附（その他）

寄附者	受付日	金額（円）	寄附目的	担当課
株式会社ユニバース	令和7年12月15日	3,000,000	教育機関等の支援	学校教育課
株式会社ユニバース	令和8年1月26日	9,979,977	学校施設修繕の支援	教育総務課
一般社団法人青森県解体工事業協会	令和8年2月12日	1,000,000	青森県東方沖地震に係る支援	災害対策課

(6) 災害見舞金

団体名	受領日	金額（円）
全国都市職員災害共済会	令和8年1月16日	100,000

被害額概算集計表（被害区分別）

令和8年2月12日 17:00 現在

被害区分№	被害区分	被害金額(千円)	備考
01	建物被害	194,845	
02	観光施設関係	15,436	
03	商工関係	7,428,704	
04	農林水産関係	10,328	
05	健康福祉関係	87,764	
06	建設関係	3,090,000	
07	体育施設関係	93,352	
08	文教施設関係	438,085	
09	ライフライン関係	107,453	
10	消防関係	1,888	
11	公共施設	96,573	
12	その他	0	
	計	11,564,428	

※被害額は区分の移動により変更が生じる場合がある

※被害額調査中など集計できない額は含めていない

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を改定するためのものである。

2 改正の内容

(1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

(2) 補償基礎額表 (単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：()内は現行の補償基礎額

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額 (単位：円)

扶養親族区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、 事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子
加算額	廃止 (100)	433 (383)

備考：()内は現行の補償基礎額

3 施行期日

令和8年4月1日

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正の理由

八戸市総合計画策定委員会の審議において、次期総合計画では、「基本構想」、「基本計画」、「未来共創推進戦略」(実施計画相当)の三層構造とし、基本計画については時代の変化に柔軟かつ機動的に見直しができるものとするため、未来共創推進戦略と連動する計画とすることが決定された。

よって、「基本計画」は市の行政計画として市長が定めることとし、市の将来ビジョンを定める重要な指針である「基本構想」を、議会で審議していただく議決事項とするよう所要の改正を行うもの。

また、八戸市附属機関設置条例における八戸市総合計画策定委員会の担当事務についても、八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の改正にあわせて所要の見直しを行うもの。

2. 改正の内容について

(1) 八戸市議会の議決すべき事件を定める条例について

第2条中「総合計画(総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき施策を定めた計画をいう。)」を「総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想」に改める。

(2) 八戸市附属機関設置条例における八戸市総合計画策定委員会について

	名称	担任する事務
改正前	八戸市総合計画策定委員会	総合計画(総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき具体的な施策や事業を定めた計画をいう。以下同じ。)の策定に係る調査及び検討に関すること。
改正後	八戸市総合計画策定委員会	八戸市総合計画_____の策定に係る調査及び検討に関すること。

3. 施行期日

令和8年4月1日

八戸市総合計画等推進市民委員会の担任する事務の一部変更について

1. 変更の理由

これまで市長政策公約の評価については、八戸市総合計画等推進市民委員会において、社会情勢や市の現状等を踏まえた総合的かつ定性的な評価を行い、取組の実施状況やその達成状況を評価書として公表してきたところである。

現在策定中の次期総合計画では、4年間の基本計画において、市長政策公約の理念を反映するとともに単年度の実施計画に相当する未来共創推進戦略において、市長政策公約の実現に向けた取組を紐付ける予定である。また、同計画の進捗管理は、市長政策公約の取組と一体的に行う予定である。

そのため、次期総合計画策定後の一体的な進捗管理を見据え、熊谷市長2期目の取組が本格的に着手される令和8年度を機に、市民委員会の担任する事務のうち、市長政策公約の取組状況の評価については、第2号の市長政策公約を含めた総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べる事務に含めるものである。

そのほか、令和7年度を計画初年度とする総合戦略の名称変更等、所要の見直しを行うもの。

2. 八戸市附属機関設置条例の改正の内容

	名称	担任する事務
改正前	八戸市総合計画等推進市民委員会	(1) <u>総合計画</u> の実施状況の調査審議に関すること。 (2) <u>総合計画</u> の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3) <u>八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略</u> の効果検証に関すること。 (4) <u>市長が掲げる政策公約の取組状況</u> について評価をし、意見を述べること。
改正後	八戸市総合計画等推進市民委員会	(1) <u>八戸市総合計画</u> の実施状況の調査審議に関すること。 (2) <u>八戸市総合計画</u> の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3) <u>はちのへ</u> <u>創生総合戦略</u> の効果検証に関すること。

3. 施行期日

令和8年4月1日

ただし、第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の 附属機関としての位置づけの廃止について

1. 廃止の理由

「八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議」は令和4年度から附属機関として若者や女性にとって魅力あるまちづくりに関する提言を行ってきた。令和8年度からはより実効性のある施策の創出を目指し、附属機関の役割である調査・審議等にとどまらず、これまでの提言も踏まえた具体的な取組を実証・実行する組織として運営することから、附属機関としての位置づけを廃止するもの。

2. 八戸市附属機関設置条例の改正の内容

	名称	担任する事務
改正前	八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議	若者及び女性が有する多様な情報を活用した魅力的なまちづくりに関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
改正後	(削除)	(削除)

3. 施行期日

令和8年4月1日

八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの取組状況について

1 八戸圏域の概要

八戸市と近隣7町村で構成する八戸圏域連携中枢都市圏では、「第2期八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、現在、多様な連携施策に取り組んでいる。

2 第2期ビジョンの変更(令和7年度)

- 第2期ビジョンの進捗管理にあたっては、毎年3月に所要の見直しを行い、圏域における施策検討の指針としている。
- 令和7年度についても、下記3点について変更（更新）を行う。

(1) 地域資源状況の更新（第1章関係）

圏域の地域資源（文化芸術施設等）を最新の状況に更新

(2) 統計データの更新（第1章関係）

圏域に関係する県や国の公表統計値を最新値に更新

【更新箇所】

製造品出荷額（資料：経済構造実態調査）、観光入込客数（観光入込客統計）等

(3) 具体的取組の反映（第3章関係）

令和8年度に実施する連携事業（74事業）を掲載

【内訳】

- | | |
|---------------------|------|
| ・圏域全体の経済成長のけん引 | 22事業 |
| ・高次の都市機能の集積・強化 | 8事業 |
| ・圏域全体の生活関連機能サービスの向上 | 44事業 |

※ 変更内容の詳細については、第2期ビジョン冊子を参照

3 第3期ビジョンの策定

第2期ビジョンの終了（令和8年度末）に伴い、第3期ビジョンを策定中。

(1) 計画期間

令和9年度～令和13年度（5年間）

(2) 策定期間

令和9年3月

(3) 策定に当たっての基本方針

- 第2期ビジョンで実施した全ての事業について成果検証を行った上で、第3期ビジョンにおいて取り組む事業を精査する。
- 併せて、DX推進、気候変動対策、行政職員の人材不足、公共施設の老朽化など、今後顕在化が見込まれる課題についての対応を検討する。

(4) その他

第3期ビジョンの策定前に、ビジョン原案についての説明・意見聴取を行う予定。

4 連携中枢都市圏の形成に関する講演会

- (1) 目的 連携中枢都市圏の意義や先行する他団体の取組等について、理解と認識を深めること。
- (2) 対象 圏域市町村の議会議員、市町村長、圏域住民、自治体職員等
- (3) 開催状況（令和7年度）

【第32回講演会】

日 程：令和7年7月15日

場 所：三戸町

講 師：総務省自治行政局 行政経営支援室兼地域DX推進室 室長 村上 仰志

演 題：自治体DXの現在地

【第33回講演会】

日 程：令和7年11月10日

場 所：おいらせ町

講 師：福島大学 経済経営学類 教授 吉田 樹

演 題：「選ばれる」地方都市圏に求められる地域交通戦略

5 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟による視察

- (1) 目的 連携中枢都市圏構想に対する理解を深めるとともに、意見交換等を通じ、圏域の振興・発展を図ること。
- (2) 実施状況（令和7年度）

日 程：令和8年1月26日

視察先：総務省

概 要：総務省担当者から、連携中枢都市圏制度のほか、国における広域連携の最新動向や他自治体による広域連携手法の活用事例等について説明



講演会の様子



視察の様子

八戸圏域連携中枢都市圏 事業一覧（令和8年度）

1. 圏域全体の経済成長のけん引（4施策 22事業）

連携施策	事業名	備考	
産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	1 八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン懇談会運営事業		
	- 地域未来投資促進法に基づく基本計画推進事業	R5 終了	
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	2 IT関連企業立地促進補助金交付事業		
	3 企業立地促進条例に基づく奨励金交付事業		
	4 イノベティブ産業集積促進事業		
	5 中小企業新製品・新サービス・新技術等開発支援事業	R7 拡充	
	- 革新的ものづくり企業連携促進事業	R7 終了	
	6 地域企業課題解決支援事業	R7 拡充	
	7 はちの八創業・事業承継サポートセンター運営事業		
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	販路拡大	8 地場産品販路拡大支援事業	
		9 八戸都市圏交流プラザ運営事業	
		- ナニヤドヤラ道心ふるさとフェスタ事業	R6 終了
		- 圏域事業者 PR イベント事業	R7 終了
		10 海外販路拡大事業	
		- 知的財産権対策支援事業	R6 終了
	雇用	11 求人・求職情報無料ウェブサイト運営事業	
		12 地域事業所人材獲得支援事業	
		13 企業誘致セミナー事業	
	農業	14 農業生産技術向上支援事業	
		15 新規就農促進事業	
		16 農作業マッチング促進事業	
		17 南郷そば振興センター運営事業	
		18 畜産業及び畜産関連産業振興事業	
	林業	19 漆産業振興事業	
	漁業	20 漁業就業支援事業	
	戦略的な観光施策の展開	21 八戸広域観光推進事業	
		22 グリーン・ツーリズム推進事業	

2. 高次の都市機能の集積・強化（3施策 8事業）

連携施策	事業名	備考
高度な医療サービスの提供	23 八戸市総合保健センター運営事業	
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	24 八戸圏域地域公共交通計画推進事業	
	25 美術館運営事業	
	26 八戸ポータルミュージアム運営事業	
	27 ブックセンター運営事業	
	28 屋内スケート場運営事業	
	29 多賀多目的運動場運営事業	
高等教育機関等と連携した地域の人材育成	30 学生まちづくり参画促進事業	

3. 圏域全体の生活関連機能サービスの向上（16施策 44事業）

分野	連携施策	事業名	備考
生活機能の強化に係る政策分野	医療体制の充実	31 医師派遣事業	
		32 ドクターカー運行事業	
		33 妊婦健康管理支援事業	
		34 不妊・不育相談事業	R6 拡充
		35 AED普及促進事業	
	子育て支援の充実	36 一時預かり保育事業	
		37 ファミリーサポートセンター事業	
		38 子育てつどいの広場事業	
		39 子育てサロン運営事業	
		40 地域子育て支援拠点事業	
		41 児童虐待防止対策事業	
		42 高齢者福祉に関する理解促進事業	
	高齢者福祉の充実	43 あんしんカード事業	
		44 救急医療情報キット配付事業	
		45 成年後見制度利用促進事業	
		46 医療・介護連携マップ管理運営事業	
		47 介護予防センター利用促進事業	
	障がい者福祉の充実	48 障がい者福祉に関する理解促進事業	
		49 障害支援区分判定審査の共同実施事業	
	中小企業従事者の福祉向上	50 勤労者福祉促進事業	
	消費者支援の充実	51 消費生活支援事業	
	社会教育の充実	52 生涯学習推進事業	
		53 図書館相互利用事業	
		54 八戸圏域文化財魅力発信事業	
	学校教育の充実	55 広域的体験学習支援事業	
		56 こども支援センター連携推進事業	
		57 教職員研修連携事業	R5 新規
	高等学校の地域活動促進	58 高校生地域づくり実践プロジェクト	
	スポーツ活動の機会の充実	59 氷都八戸パワーアッププロジェクト	
		60 スキー場活用促進事業	
		61 スポーツ大使派遣事業	
		62 子どものスポーツ機会促進事業	
	不法投棄の防止	63 不法投棄防止事業	
	安全・安心なまちづくりの推進	64 安全・安心情報発信事業	
		65 福祉避難所相互利用事業	
		66 空き家対策推進事業	
		67 国土強靱化地域計画推進事業	
		68 移住・交流促進事業	
	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	(10) 八戸都市圏交流プラザ運営事業【再掲】	
		- 圏域事業者 PR イベント事業【再掲】	R7 終了
		69 縁結び支援事業	
		- 八戸圏域活性化支援事業	R6 終了
		70 住民活動保険事業	
		71 公共交通による交流促進事業	
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	圏域内市町村職員の育成	72 圏域市町村職員育成事業	
	女性の活躍促進	73 女性活躍促進事業	
	NPO等の活動促進	74 八戸圏域住民活動促進事業	

事業数:23 施策 74 事業（再掲1事業除く）

八戸市自家用有償旅客運送自動車条例（案）の概要について

1 制定理由

八戸大野線の自家用有償旅客運送の開始に伴い、公の施設として八戸市自家用有償バスを設置し、使用料を定めるとともに、その運行に必要な事項を定めるためのもの。

2 八戸大野線の概要

①運行経路	現行の大野線のルートのうち、こどもの国以北の市内について、是川団地、是川縄文館、中居林、田向等を経由し、八戸中心街まで運行する。【別紙1参照】
②運行本数	1日2往復
③運行日	平日
④運賃	八戸圏域内と同様の上限運賃制(初乗り190円、上限610円)

3 条例の主な内容

No	主な項目	内容																		
1	趣旨 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて市が有償で運行する同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送を行う自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めるもの。 																		
2	名称 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送自動車の名称は、八戸市自家用有償バスとする。 																		
3	使用料 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 使用料については、八戸圏域内を運行している路線バスと同様の上限運賃制とする。 <p>片道普通使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>乗降区間の距離</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.2キロメートル未満</td> <td>190円を上限として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>3.2キロメートル以上、4.5キロメートル未満</td> <td>250円を上限として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>4.5キロメートル以上、5.9キロメートル未満</td> <td>310円を上限として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>5.9キロメートル以上、7.2キロメートル未満</td> <td>370円を上限として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>7.2キロメートル以上、8.4キロメートル未満</td> <td>430円を上限として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>8.4キロメートル以上、9.7キロメートル未満</td> <td>490円を上限として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>9.7キロメートル以上、11.2キロメートル未満</td> <td>550円を上限として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>11.2キロメートル以上</td> <td>610円を上限として規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 小児（小学生以下の者をいう。以下同じ。）の使用料の額は、この表に定める使用料の額を2で除して得た額とする。 前項の規定にかかわらず、旅客（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）の同伴する1歳から小学校就学の始期に達 	乗降区間の距離	金額	3.2キロメートル未満	190円を上限として規則で定める額	3.2キロメートル以上、4.5キロメートル未満	250円を上限として規則で定める額	4.5キロメートル以上、5.9キロメートル未満	310円を上限として規則で定める額	5.9キロメートル以上、7.2キロメートル未満	370円を上限として規則で定める額	7.2キロメートル以上、8.4キロメートル未満	430円を上限として規則で定める額	8.4キロメートル以上、9.7キロメートル未満	490円を上限として規則で定める額	9.7キロメートル以上、11.2キロメートル未満	550円を上限として規則で定める額	11.2キロメートル以上	610円を上限として規則で定める額
乗降区間の距離	金額																			
3.2キロメートル未満	190円を上限として規則で定める額																			
3.2キロメートル以上、4.5キロメートル未満	250円を上限として規則で定める額																			
4.5キロメートル以上、5.9キロメートル未満	310円を上限として規則で定める額																			
5.9キロメートル以上、7.2キロメートル未満	370円を上限として規則で定める額																			
7.2キロメートル以上、8.4キロメートル未満	430円を上限として規則で定める額																			
8.4キロメートル以上、9.7キロメートル未満	490円を上限として規則で定める額																			
9.7キロメートル以上、11.2キロメートル未満	550円を上限として規則で定める額																			
11.2キロメートル以上	610円を上限として規則で定める額																			

		<p>するまでの者については当該旅客1人につき2人を無料とし、1歳未満の者については無料とする。</p> <p>・定期券の発行も行う。</p>
4	使用料の払戻し (第6条)	<p>・既納の使用料は、払戻ししない。ただし、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を払戻しすることができる。</p>
5	使用料の減免 (第7条)	<p>・公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>

4 施行期日

令和8年4月1日

5 公の施設の区域外設置の承認及び使用に関する協議について

地方自治法第244条の3の規定に基づき、階上町、軽米町及び洋野町に当市の公の施設（八戸市自家用有償バス）を設置し、及びその施設をこれらの町の住民が使用することについての協議（関係自治体の議会の議決が必要）をあわせて行う。

八戸大野線運行経路（市内分）



八戸市辺地総合整備計画(案)について

1 策定の趣旨

現行の「八戸市辺地総合整備計画」の計画期間が令和7年度末で終了するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備の促進を図ることを目的とした、八戸市辺地総合整備計画を策定する。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

3 対象地域

八戸市南郷大字島守 ①緑辺地 ②古里辺地（別紙のとおり）

4 計画の内容

(1)登載事業

辺地名	事業数	施設名	事業費
緑	2	・産業振興施設/観光レクリエーション施設 (市民の森 不習岳) 873,888 千円	973,888 千円
		・交通通信施設/道路 (島守・不習線) 100,000 千円	
古里	6	・交通通信施設/道路 (田代・古里線、相畑・古里線、赤羽・上相野線) 1,899,000 千円	2,120,000 千円
		・交通通信施設/林道 (安藤線、第2安藤線、第3安藤線) 221,000 千円	

(2)計画(案) 別紙のとおり

5 財政上の特別措置

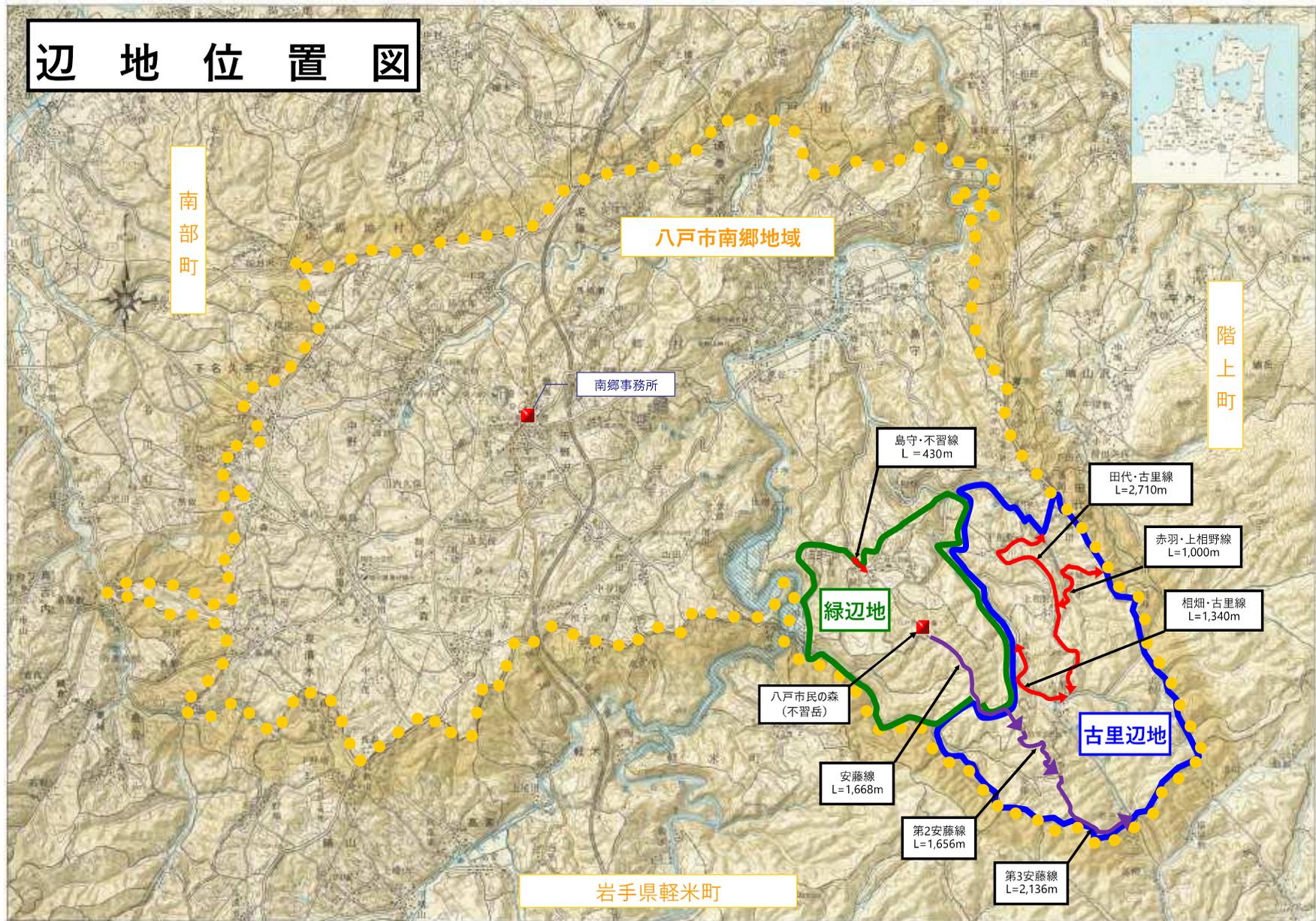
当該計画に登載するハード事業について、辺地対策事業債を財源として活用することができる。

辺地対策事業債は、充当率が原則100%で、元利償還金の80%に相当する額が普通地方税の算定に用いる基準財政需要額に算入される。

6 今後の予定

令和8年3月議会定例会へ提案。可決後、総務大臣に提出。

辺地位置図



八戸市辺地総合整備計画

(令和8年4月～令和13年3月)

八戸市

総合整備計画書

青森県八戸市南郷地域 緑辺地
(辺地の人口 93人 面積 6.6 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

南郷大字島守字長坂長根、外田山、外平、冷水、瘤沢、三十郎久保、横平、不習、外長根、田山、
馳下り、前平、狼穴、ガンゲン、ダダメキ、糊桃沢、大沢、東台、新山、
外平長根、駒木沢

(2) 地域の中心の位置 八戸市南郷大字島守字馳下り 11 番 2

(3) 辺地度数 130 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、市の南東部に位置し、不習岳（標高 375m）の山麓に抱かれた畑作地帯であり、水田は極めて少ない。平成 16 年度には世増ダムが完成し、国営八戸平原開拓建設事業により約 85 ha の農地造成が実施され、葉たばこ等による集団営農体制が確立されているほか、ワイン用ぶどうの産地化が進められている。

当地域を代表する市民の森不習岳は、市民の保健休養、レクリエーション及び水資源のかん養と自然林の保全を目的に昭和 53 年に開設され、展望台やキャンプ場等があり、多くの市民の憩いの場となっている。また、地域内の観光果樹園等と組み合わせ、地域住民と都市住民との交流の場として重要な役割を担っている。そのような中で、利用者の安全確保及び利便性の向上のため、園路等の整備が必要となっている。

交通面においては、市道島守・不習線が地域の生活幹線となっているが、急カーブや急勾配の箇所が多いため、車両の通行に支障をきたしていることから、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
産業振興施設/ 観光レクリエーション施設 (市民の森 不習岳)	八戸市	873,888		873,888	873,600
交通通信施設/ 道路(島守・不習線)	八戸市	100,000		100,000	100,000
合 計		973,888		973,888	973,600

総合整備計画書

青森県八戸市南郷地域 古里辺地
(辺地の人口 103 人 面積 11.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

南郷大字島守字売井坂、細久保、荒井沢、安藤、栃ヶ久保、二タ又、若宮、下向、五ツ役、
長久保、古里、林下、鍋倉、土折、沢子頭、タダ越、滝ノ平、上長代、上相野、
中相野、下相野、ヒトカタキ、下長代、ヌカリ河原、姉市沢、坂ノ木沢、赤羽、
桜沢、笹平、相野新田

(2) 地域の中心の位置 八戸市南郷大字島守字赤羽 6 番 33

(3) 辺地度点数 171 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、市の南東部に位置し、岩手県軽米町と隣接する標高 230m の山間部にある。主に畑作、畜産、水稻などの農業が営まれ、また、ブルーベリー等の観光農園が開設されている。

日常生活の面では、市中心部から約 16 km と遠距離の地点にあるため、通院・通学、買い物等に大変不便をきたしている地域である。

交通面においては、他地域への連絡道路の未整備箇所が多く、幅員が狭く、急カーブ箇所が多いため、大型バスは通行できず、特に冬期間は普通車の通行にも支障がでている。

地域内の林道は未舗装であり、豪雨時には路面の砂利等が流失し、車両が通行できない状況になるため、森林の管理作業に支障をきたしており、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
交通通信施設/ 道路(田代・古里線)	八戸市	831,000		831,000	831,000
交通通信施設/ 道路(相畑・古里線)	八戸市	708,000		708,000	708,000
交通通信施設/ 道路(赤羽・上相野線)	八戸市	360,000		360,000	360,000
交通通信施設/ 林道(安藤線)	八戸市	67,000		67,000	67,000
交通通信施設/ 林道(第 2 安藤線)	八戸市	67,000		67,000	67,000

交通通信施設/ 林道(第3安藤線)	八戸市	87,000		87,000	87,000
合 計		2,120,000		2,120,000	2,120,000

八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

まちの魅力創生ネットワーク会議、農産物ブランド戦略会議及び南郷新規作物研究会議を廃止するとともに、総合計画策定委員会及び総合計画等推進市民委員会の担任する事務について所要の改正をするためのものである。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

① 廃止する附属機関

名称	担任する事務
八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議	若者及び女性が有する多様な情報を活用した魅力的なまちづくりに関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市農産物ブランド戦略会議	農産物のブランド戦略の推進に関し必要な事項について協議をし、意見を述べること。
八戸市南郷新規作物研究会議	南郷地区において生産する新たな作物について研究をし、意見を述べること。

② 一部改正のある附属機関

	名称	担任する事務
改正前	八戸市総合計画策定委員会	<u>総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき具体的な施策や事業を定めた計画をいう。以下同じ。）の策定に係る調査及び検討に関すること。</u>
改正後	八戸市総合計画策定委員会	<u>八戸市総合計画</u> の策定に係る調査及び検討に関すること。
改正前	八戸市総合計画等推進市民委員会	(1) <u>総合計画の実施状況の調査審議に関すること。</u> (2) <u>総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。</u> (3) <u>八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。</u> (4) <u>市長が掲げる政策公約の取組状況について評価をし、意見を述べること。</u>
改正後	八戸市総合計画等推進市民委員会	(1) <u>八戸市総合計画</u> の実施状況の調査審議に関すること。 (2) <u>八戸市総合計画</u> の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3) <u>はちのへ創生総合戦略</u> の効果検証に関すること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

ただし、総合計画等推進市民委員会の担任する事務第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、令和8年度における包括外部監査契約を以下のとおり締結するもの。

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和8年4月1日

3 契約者

令和7年度の当市における監査の経験を生かして、次年度の監査が適正に実施されることが期待されるとともに、八戸市監査委員へ意見照会した結果、異議がない旨の回答を得たため、以下の者を契約者とするものである。

- (1) 住所 青森県青森市古川一丁目10番2-308号
- (2) 氏名 高橋政嗣
- (3) 資格 公認会計士

4 今後の予定

令和8年2月	市議会定例会へ議案提出
令和8年4月1日	包括外部監査契約締結及び告示 監査の実施
令和9年2月	監査結果の報告

<参考：地方自治法>

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
 - (2) 政令で定める市（※中核市が該当）
- (略)

八戸市職員の給与に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

通勤手当の支給の始期について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのもの

2 改正の内容

(1)通勤手当の支給の始期の見直し

青森県職員の給与等に関する報告及び勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、採用や異動の日が月の途中で、支給単位期間の最初の月に通勤手当の支給が困難な場合に、当該月分を翌月に支給できるよう規定を改正する。

(2)栄養士法の一部改正に伴う規定の整備

栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は栄養士免許を取得していなくても管理栄養士国家試験を受験できるようになったことから、職名に「管理栄養士」、「主任管理栄養士」を追加する。

3 施行期日

令和8年4月1日

令和7年度八戸市職員採用試験の実施状況について

1 大学行政・短大（技術職）、保健師、学芸員（歴史）、社会人対象

- (1) 第一次試験 ①令和7年6月15日（日）：八戸商工会館（社会人以外）
②令和7年6月7日（土）～6月15日（日）：全国各地のテストセンター（社会人）
- (2) 第二次試験 令和7年7月23日（水）～25日（金）：八戸市庁
- (3) 合格発表 令和7年8月27日（水）
- (4) 実施状況 次表のとおり

職 種	採用 予定者数	申込 者数 a	受験 者数 b	受験率 b/a(%)	第一次 合格者数	二次受験 辞退者	第二次合格者数c		受験倍率 b/c	
							内定	名簿登載		
行政 事務	大学	14	58	51	87.9	30	2	14	5	2.7
	社会人	4	58	58	100	10	1	4	1	11.6
土木	大学	1	1	1	100	1		0		
	短大		0	—						
	社会人	1	2	2	100	1		1		2.0
建築	大学	1	2	2	100	2	1	0		
	短大		0	—						
電気	大学	2	0	—						
	短大		0	—						
	社会人	1	4	4	100	4		2	2	1.0
機械	大学	1	1	1	100	1		0		
	短大		0	—						
	社会人	1	1	1	100	1		1		1.0
化学	大学	1	4	4	100	2		1		4.0
	社会人	1	0	—						
大学農業		1	1	1	100	1		1		1.0
保健師		2	9	9	100	7	1	3	1	2.3
学芸員（歴史）		2	8	6	75.0	3		1		6.0
計		33	149	140	94.0	63	5	28	9	3.8

※ 第二次合格者のうち「名簿登載」は、採用の内定ではなく、採用内定者の辞退等により欠員が生じ、新たに採用が必要と判断した場合に、名簿登載順に内定者とするもの。

2 短大事務・高校事務、障がい者、高校土木、精神保健福祉士、心理士、介護支援専門員、社会人建築、社会人機械

- (1) 第一次試験 ①令和 7年 9月21日(日): 八戸市庁(障がい者、精神保健福祉士、心理士)
 ②令和 7年 9月28日(日): 八戸市庁(短大事務・高校事務、高校土木)
 ③令和 7年 9月20日(土)～9月28日(日)
 : 全国各地のテストセンター(介護支援専門員、社会人)
- (2) 第二次試験 令和 7年10月29日(水)～10月30日(木): 八戸市庁
- (3) 合格発表 令和 7年11月28日(金)
- (4) 実施状況 次表のとおり

職 種	採用 予定者数	申込 者数 a	受験 者数 b	受験率 b/a(%)	第一次 合格者数	二次受験 辞退者	第二次合格者数c		受験倍率 b/c	
							内定	名簿登載		
事務	短大卒	8	11	8	72.7	4		3		2.7
	高校卒		17	17	100	13		5	2	2.4
	障がい者	若干名	12	10	83.3	3		1		10.0
高校土木	1	1	1	100	1		1		1.0	
精神保健福祉士	1	3	3	100	2		2		1.5	
心理士	1	2	2	100	1	1				
介護支援専門員	1	0	—							
社会人建築	1	1	1	100	1		1		1.0	
社会人機械	1	0	—							
計		47	42	89.4	25	1	13	2	2.8	

3 獣医師(随時募集)

- (1) 試験 ①令和 7年 6月23日(月)、②令和 8年 1月16日(金): 八戸市庁
- (2) 合格発表 ①令和 7年 7月 3日(木)、②令和 8年 2月 5日(木)
- (3) 実施状況 次表のとおり

職 種	採用 予定者数	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 b/a(%)	合格者数(c)		受験倍率 b/c
					内定	名簿登載	
獣医師	若干名	2	2	100.0	2		1.0

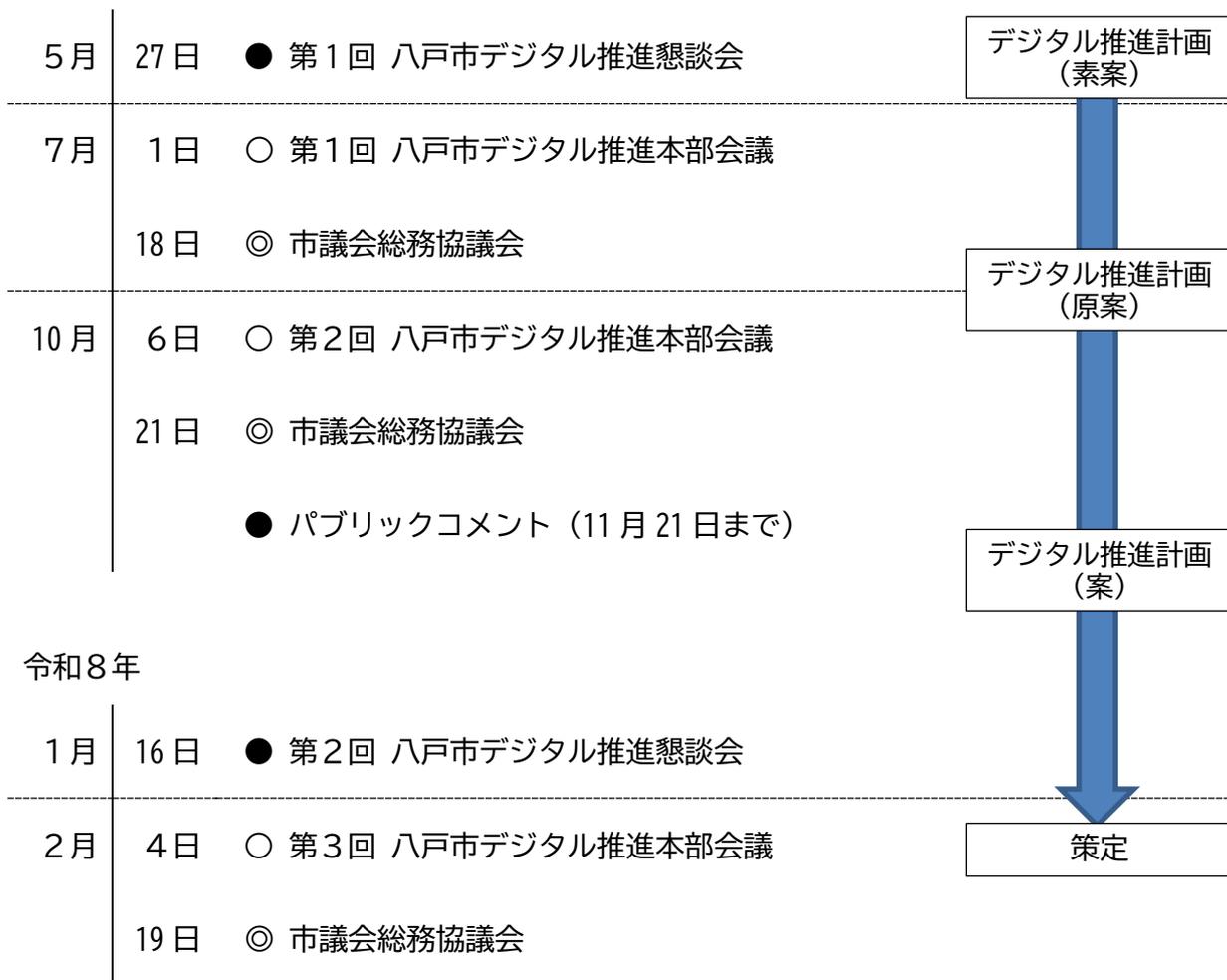
[参 考] 令和6年度八戸市職員採用試験実施結果

職 種	採用 予定者数	申込 者数	受験 者数	受験率 (%)	第一次 合格者数	第二次合格者数		最終受験 倍率(%)	
						内定	名簿登載		
6 月 実 施	大学行政	16	55	49	89.1	32	16	5	2.3
	大学土木	2	3	3	100	1	0		
	短大土木		3	3	100	3	2	1	1.0
	大学建築	1	1	1	100	1	1		1.0
	短大建築		0	—					
	大学電気	2	0	—					
	短大電気		0	—					
	大学機械	2	3	3	100	3	2		1.5
	短大機械		0	—					
	大学化学	1	4	2	50.0	0			
	大学化学 (食監)		0	—					
	大学水産	1	1	1	100	1	1		1.0
	保健師	1	9	9	100	4	1	1	4.5
	社会人事務	4	45	44	97.8	11	4	1	8.8
	社会人土木	1	1	1	100	1	1		1.0
	社会人建築	1	0	—					
	社会人電気	1	0	—					
	社会人機械	1	3	3	100		2		1.5
社会人化学	1	0	—						
社会人化学 (食監)		0	—						
9 月 実 施	短大事務	7	17	14	82.4	10	4	1	2.8
	高校事務		21	20	95.2	9	3	1	5.0
	障がい者	若干名	5	4	80.0	1	0		
	高校土木	2	4	2	50.0	2	2		1.0
	司書	1	3	3	100	3	1		1.0
	大学農業	1	1	1	100	0			
	社会福祉士	2	2	2	100	2	2		1.0
	介護支援 専門員	1	2	2	100	1	1		2.0
	社会人建築	2	0	—					
	社会人電気	3	0	—					
	社会人化学	1	0	—					
	学芸員 (民俗)	1	3	3		2	1		3.0
	学芸員 (美術)	1	2	2		2	1		2.0
随 時	獣医師	若干名	1	1			1		1.0
	薬剤師	若干名	2	2			2		2.0
	合計		191	175	91.6		48	10	3.0

第2期八戸市デジタル推進計画について

1. 策定経過等について

令和7年



2. 第2期八戸市デジタル推進計画

・別添のとおり

第2期八戸市デジタル推進計画

2026. 2

1. 策定の趣旨

八戸市では、令和5(2023)年2月に「(第1期)八戸市デジタル推進計画」を策定し、令和6(2024)年11月には「はちのへスマート窓口」を開始するなど、83の主な取組を通じて、市民が暮らしやすさを実感できるデジタル社会の形成に向けて取り組んできました。

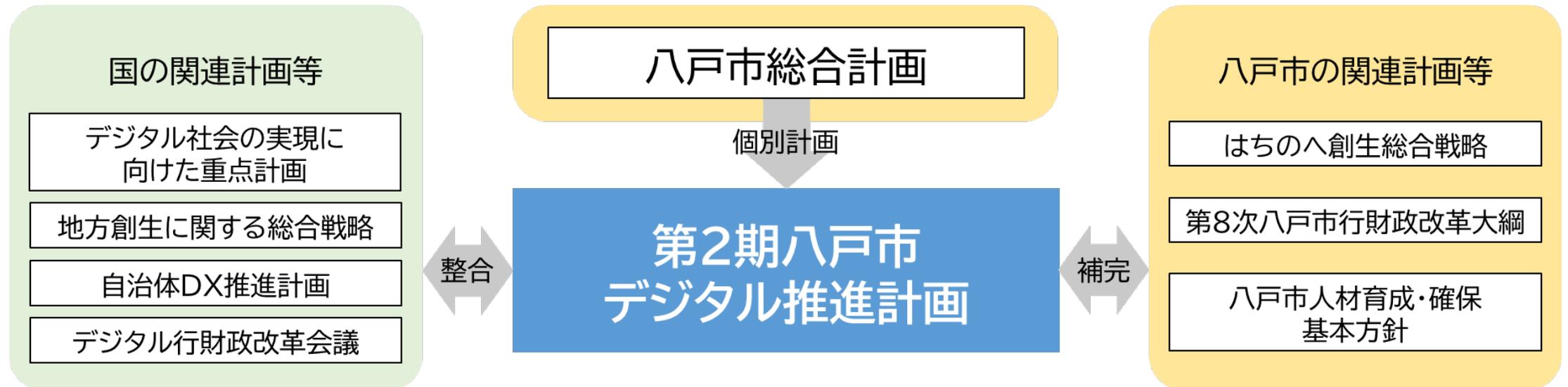
国においては、令和2(2020)年12月に策定され、令和7(2025)年12月に改定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」や、同年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すビジョンとして掲げています。その実現にあたっては、市区町村の果たす役割が極めて重要とされており、生成AIの急速な進化やIoTの普及など、デジタル技術の進展が社会の変化を一層加速させている中、自治体DXの推進が強く求められています。

こうした国の方針やデジタルによる社会環境の変化に加え、人口減少や少子高齢化の進行は、地域社会や行政運営に大きな影響を与えています。そのため、自治体においては、限られた人材や資源を有効に活用しながら、イノベーションの創出と持続的な発展を図っていくことが不可欠となっています。

このようなことから、当市では、第1期で積み重ねてきた確かな成果を基盤とし、それをさらに発展させるため、「第2期八戸市デジタル推進計画」を策定します。本計画においては、市民サービスの向上や行政事務の効率化、地域社会のデジタル化を総合的に推進し、「DXが切り拓く 八戸のミライ ～人・地域・産業が共に成長するまち～」の実現を図るとともに、デジタル推進先進地として全国に発信するまちを目指します。

2. 計画の位置付け

第2期八戸市デジタル推進計画は、国が示すデジタル社会の実現に向けた重点計画や地方創生に関する総合戦略、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画のほか、デジタル行財政改革会議の内容を踏まえつつ、本市の最上位計画である八戸市総合計画に即して策定する個別計画であり、第8次八戸市行財政改革大綱やはちのへ創生総合戦略の推進を補完するものとして位置付けます。

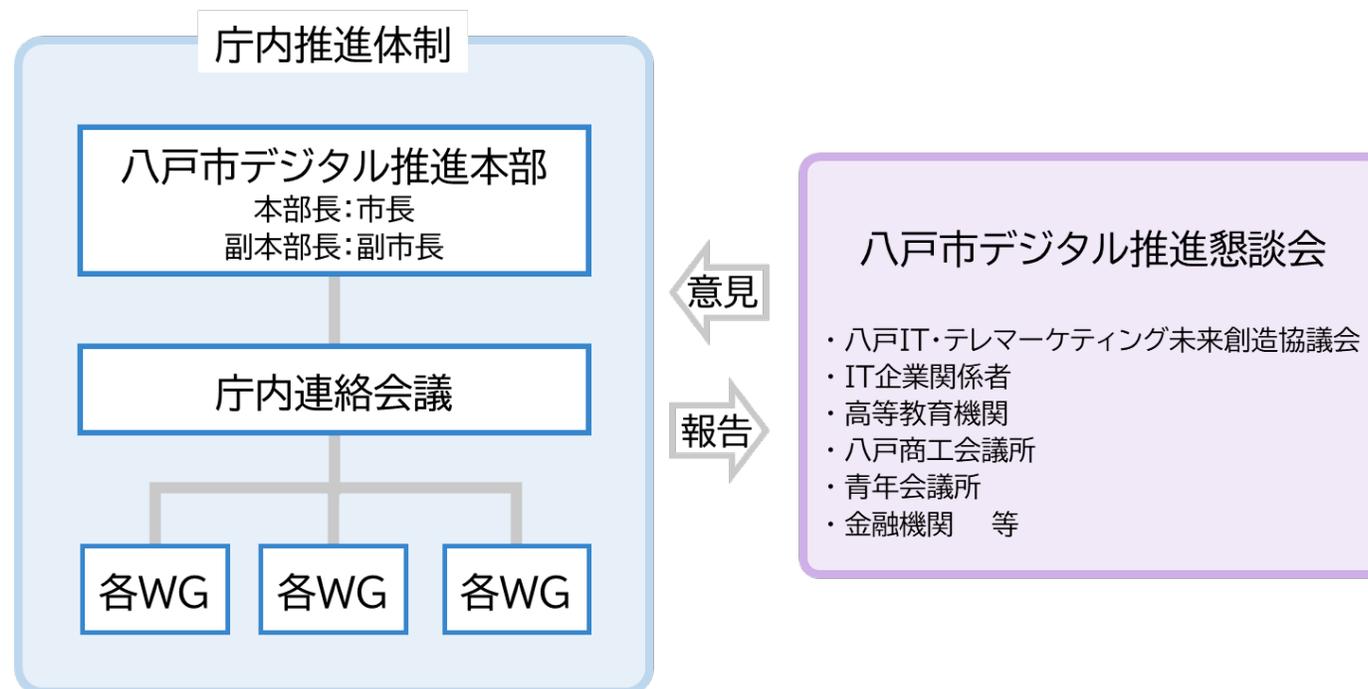


3. 推進体制

第1期に引き続き、第2期においても市長を本部長とした全ての部局長等で構成する「八戸市デジタル推進本部」を設置し、当推進本部のもと、各課(室)長等で構成する「庁内連絡会議」を設置します。

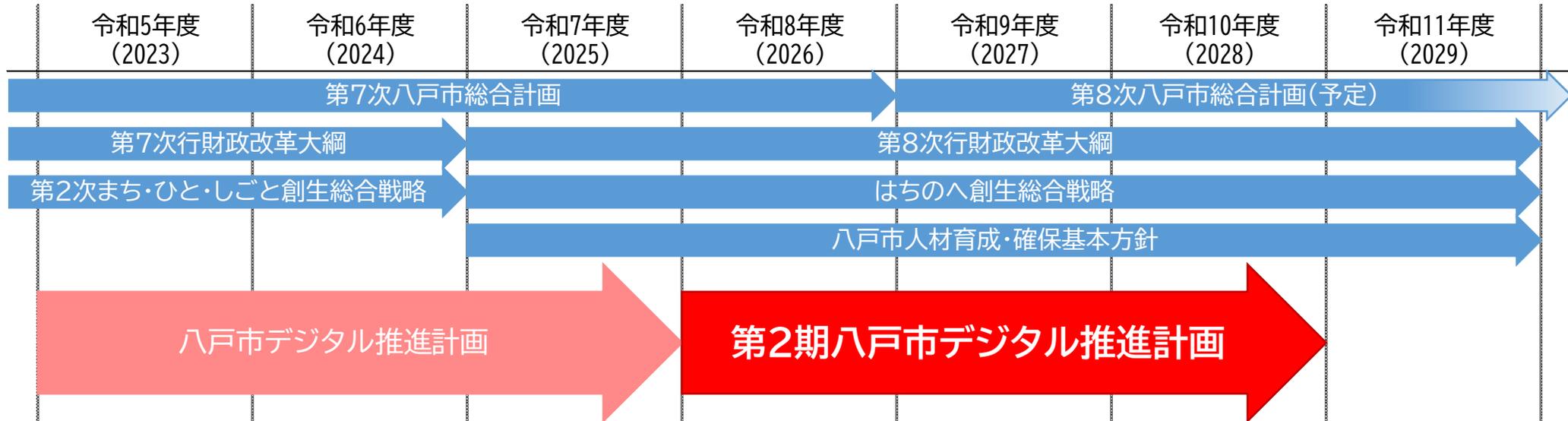
さらに、必要に応じワーキンググループ(WG)を設置し、デジタル化に関する情報共有や具体的な取組の検討を行います。

また、より実効性の高い取組とするため、外部有識者等で構成される「八戸市デジタル推進懇談会」を設置し、当懇談会において、各事業の進捗状況の報告や意見聴取を行います。



4. 計画期間

計画期間は、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までの3年間とします。



5. 進行管理

3つの基本目標ごとに定める重要業績評価指標(KPI)の達成度により、効果検証を行うとともに、社会情勢の変化やデジタル技術の進展状況、国の指針等を考慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

6. 目指す姿

DXが切り拓く 八戸のミライ

～人・地域・産業が共に成長するまち～

当市では、市民サービスのデジタル化と行政事務のデジタル化を拡充するとともに、地域社会のデジタル化を推進し、誰もが便利で安心できるデジタル社会を実現するため、目指す姿を「DXが切り拓く 八戸のミライ ～人・地域・産業が共に成長するまち～」と定め、取組を進めます。

7. 基本目標

当計画では、目指す姿「DXが切り拓く 八戸のミライ ～人・地域・産業が共に成長するまち～」を実現するため、以下の3つの目標を定め、その達成に向けて取組を推進します。

基本目標1 すみよいデジタル

「より快適に、より便利に」

－ 市民サービスのデジタル化 －

基本目標2 はたらくデジタル

「働き方のリデザイン」

－ 行政事務のデジタル化 －

基本目標3 うみだすデジタル

「いきいきとしたデジタル社会へ」

－ 地域社会のデジタル化 －

7. 基本目標

基本目標1 すみよいデジタル

市民サービスにおいて、行政手続のオンライン化や情報発信の充実・強化を図るとともに、通信インフラの整備やあらゆる世代の学び・教育・文化を支えるデジタル環境整備の推進、医療・健康・子育て・防災等の分野におけるデジタル化に取り組み、より快適でより便利な市民生活の実現を目指します。

基本目標2 はたらくデジタル

行政事務において、情報システムの標準化・共通化や情報資産の最適化、情報セキュリティ対策の徹底を図るとともに、庁内BPRやAIの活用を推進し、時代の変化に対応した効果的で効率的な行政運営を目指します。

基本目標3 うみだすデジタル

地域社会において、産学官金民の連携により、デジタル技術を活かしたまちづくりの推進やデジタル化による地域経済の活性化を図り、いきいきとしたデジタル社会の実現を目指します。

8. 目標達成に向けて展開する施策と主な取組

基本目標1 すみよいデジタル

施策1 「はちのへスマート窓口」の推進

各種行政手続きのオンライン化を進め、誰でも、どこでも、迷わず使える市役所窓口サービスのさらなる進化を実現します。

主な取組

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1. 「はちのへスマート窓口」の拡充 | 4. 証明書等自動交付機(コンビニ交付)の活用促進 |
| 2. 「はちのへスマート窓口」事業者向けオンライン申請の拡充 | 5. マイナンバーカードの活用促進 |
| 3. キャッシュレス決済の拡充・利用促進 | |

施策2 情報発信の充実・強化

受け手のニーズに即した情報を素早く得られる環境づくりや、効果的で分かりやすい情報発信の強化に取り組みます。

主な取組

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 6. 八戸市公式LINEアカウントの活用促進 | 8. 八戸市ごみ収集アプリの展開・機能拡充 |
| 7. 情報発信力の強化とAIガイドの活用 | |

施策3 通信インフラ整備の推進

公共施設へのWi-Fiの整備など、いつでもどこでも高速通信を利用できる環境の整備を推進します。

主な取組

- | |
|-------------------|
| 9. 通信インフラ整備の推進・拡充 |
|-------------------|

8. 目標達成に向けて展開する施策と主な取組

基本目標1 すみよいデジタル

施策4 あらゆる世代の学び・教育・文化を支えるデジタル環境整備の推進

高齢者のデジタル活用支援から学校教育現場でのICT利用、文化資源のデジタル化まで、あらゆる世代がデジタルを活用できる環境を整備し、利便性の向上と円滑な利用の実現を図ります。

主な取組

- 10. 誰ひとり取り残さないデジタル支援
- 11. 電子図書館の活用促進
- 12. 保護者連絡アプリ等の活用促進
- 13. 学校納入金等業務のICT化の推進

- 14. 就学援助等業務のICT化の推進
- 15. 学校施設開放予約システム・スマートキーボックスの導入
- 16. 発掘調査報告書の電子化
- 17. 収蔵品等のデジタル管理・活用の推進

施策5 市民生活のデジタル化の推進

医療・健康・子育て・防災等の市民生活に関わる重要な分野におけるデジタル化を進め、市民の生活の質(QOL)の向上を図ります。

主な取組

- 18. 医療・介護連携情報共有ツールの活用促進
- 19. デジタルを活用した健康増進
- 20. デジタルを活用した妊産婦サポート・産後ケアの推進
- 21. 子育てアプリの活用促進
- 22. デジタルアクティビティ施設の活用促進
- 23. 保育所等における業務のICT化の推進

- 24. 介護事業所等における業務のICT化の推進
- 25. オンライン児童家庭相談体制の整備
- 26. 予防接種事務のデジタル化への対応
- 27. 防災DXの推進
- 28. 除雪車用GPSシステムの導入

8. 目標達成に向けて展開する施策と主な取組

基本目標2 はたらくデジタル

施策1 庁内BPRの推進

デジタル技術やデータの活用により業務の最適化・高度化を図るとともに、テレワークの推進など、デジタル化の進展を契機とした事務の総合的な見直しによって経営資源の効率的かつ重点的配分を目指します。

主な取組

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| 29.窓口業務改革の推進 | 35.チャットツールの拡充 |
| 30.データを活用したEBPMの推進 | 36.電子決裁システムの導入の検討 |
| 31.DX人材育成事業の実施 | 37.web会議の活用促進 |
| 32.デジタルリテラシー向上に係る職員研修の開催や外部研修の受講勧奨 | 38.ペーパーレス化の推進 |
| 33.IT資格の取得に係る費用の助成 | 39.包括的民間委託の促進 |
| 34.テレワークの推進 | 40.公民館業務のICT化 |
| | 41.議会グループウェアアプリの活用促進 |

施策2 AI・RPAの活用促進

行政事務への生成AIの活用などDXの積極的な推進により、業務の効率化や生産性の向上を実現し、職員の負担軽減とともに質の高い行政サービスの提供を図ります。

主な取組

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| 42.生成AIの活用による業務効率化 | 45.AI議事録作成システムの活用促進 |
| 43.生成AIに係る研修・人材育成 | 46.AI-OCRやRPAの導入による定型業務の自動処理 |
| 44.庁内AIプラットフォームの構築と活用推進 | |

8. 目標達成に向けて展開する施策と主な取組

基本目標2 はたらくデジタル

施策3 情報システムの標準化・共通化の推進

国が進めるデジタル・ガバメントの構築と歩調を合わせ、基幹系情報システムの標準化を進めるとともに、業務プロセスの見直しに取り組み、維持管理や制度改正等に伴う作業及び費用を縮減し、システム運用に係る費用の削減を図ります。

主な取組

47.標準準拠システムへの着実な移行

48.標準仕様の新システムに対応した業務プロセスの見直し

49.庁内におけるIT・デジタル関連経費の最適化

施策4 情報資産の最適化と情報セキュリティ対策の徹底

情報システムの最適化を図るとともに、八戸市行政情報セキュリティポリシーの見直しや、職員研修を通じたセキュリティリテラシーの向上を図ります。

主な取組

50.サーバー仮想化基盤の活用促進

51.情報セキュリティの確保・強化

52.ICT-BCP(情報システムの業務継続計画)の策定

53.資料のデジタル化とデータベース化

8. 目標達成に向けて展開する施策と主な取組

基本目標3 うみだすデジタル

施策1 デジタル技術を活かしたまちづくりの推進

デジタル技術を活用した地域コミュニティの振興、都市整備、公共交通や観光振興に取り組み、まちの魅力を高め、活力の創出を図ります。

主な取組

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 54. デジタル技術を活用した持続可能な町内会の推進 | 58. デジタルチケットによるMaaSの推進 |
| 55. 中心商店街情報発信アプリの活用 | 59. デジタル技術を活用した観光プロモーションの充実及びインバウンド受入環境の整備 |
| 56. まちづくりにおけるEBPMの推進に向けた各種データの取得 | 60. 文化芸術施設におけるデジタルコンテンツ活用事業の実施 |
| 57. 各種アプリ・システムの連携によるデータ連携基盤の構築の検討 | 61. 連携中枢都市圏の枠組みを活用したICT事業の効率的展開 |

施策2 デジタル化による地域経済の活性化

デジタル関連企業の創業支援や企業誘致に取り組むとともに、地域のデジタル人材の育成、オープンデータの活用や民間事業者へのデジタル技術の導入を促進し、地域における経済活動の活性化を図ります。

主な取組

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 62. 企業のDX推進の補助・支援 | 68. オープンデータの推進と産学官の連携による活用促進 |
| 63. 産学官の連携によるデジタル人材の育成・確保 | 69. スマート農業の推進 |
| 64. IT産業集積促進事業の実施 | 70. つくり育てる漁業の推進 |
| 65. はちのへ創業・事業承継サポートセンターの運営 | 71. 公共工事における情報共有システムの拡充 |
| 66. 「(仮称)ハチノヘDXラボ」事業の推進 | ー. 「はちのへスマート窓口」事業者向けオンライン申請の拡充 ※2再掲 |
| 67. デジタルを活用した関係人口・交流人口の拡大 | |

9. 成果の測定(基本目標ごとのKPI)

基本目標	指 標	令和6年度	令和10年度
基本目標1 すみよいデジタル	八戸市公式LINEフォロワー数	14,567人	20,000人
	はちのへスマート窓口導入割合(件数ベース)	39.3%	60%
	はちのへスマート窓口利用満足度	91.8%	90%以上
基本目標2 はたらくデジタル	AIの利用件数	1,974件※	5,000件
	IT関連研修受講者数(年間延べ)	708人	820人
基本目標3 うみだすデジタル	地域DX人材育成事業参加者数(年間延べ)	130人	160人
	コーディネーター派遣(IT関連)件数	17件	34件

※ AI議事録作成システム・スマートAIボードの貸出件数、AI-OCR処理件数の総計

(参考) 1. デジタル化の現状

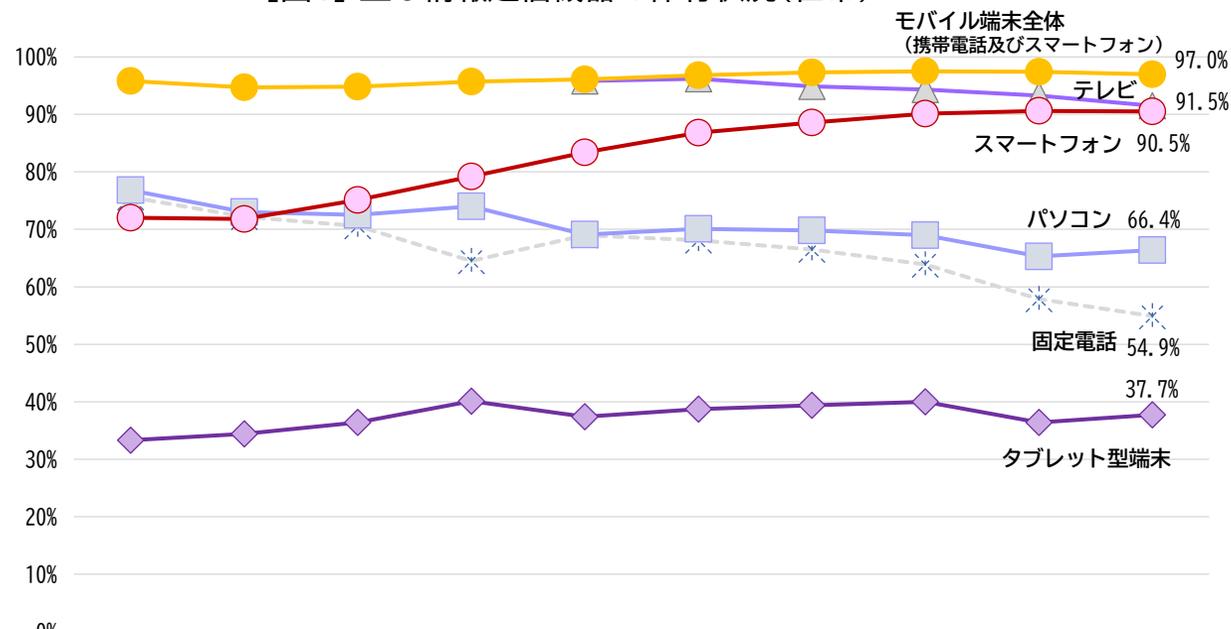
(1) 国民生活におけるデジタル化の現状

スマートフォンを保有している世帯の割合は、平成29(2017)年にパソコン、固定電話を保有している世帯を上回り、その後も堅調に伸びて、令和4(2022)年には9割を超えています。

一方、世帯におけるテレビや固定電話の保有割合は減少が続いており、テレビはスマートフォンとほぼ同じ保有割合となりました。

パソコンやタブレット型端末の保有割合は、近年は大きな変動は見られず、おおむね横ばいとなっています。

[図1] 主な情報通信機器の保有状況(世帯)



	平成27年 (n=14,765)	28年 (n=17,040)	29年 (n=16,117)	30年 (n=16,255)	令和元年 (n=15,410)	2年 (n=17,345)	3年 (n=17,365)	4年 (n=15,968)	5年 (n=14,059)	6年 (n=15,304)
固定電話	75.6%	72.2%	70.6%	64.5%	69.0%	68.1%	66.5%	63.9%	57.9%	54.9%
テレビ					95.8%	96.2%	94.9%	94.3%	93.3%	91.5%
パソコン	76.8%	73.0%	72.5%	74.0%	69.1%	70.1%	69.8%	69.0%	65.3%	66.4%
スマートフォン	72.0%	71.8%	75.1%	79.2%	83.4%	86.8%	88.6%	90.1%	90.6%	90.5%
モバイル端末全体	95.8%	94.7%	94.8%	95.7%	96.1%	96.8%	97.3%	97.5%	97.4%	97.0%
タブレット型端末	33.3%	34.4%	36.4%	40.1%	37.4%	38.7%	39.4%	40.0%	36.4%	37.7%

(注) 当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。「モバイル端末全体」の令和2年以前はPHSを含む。

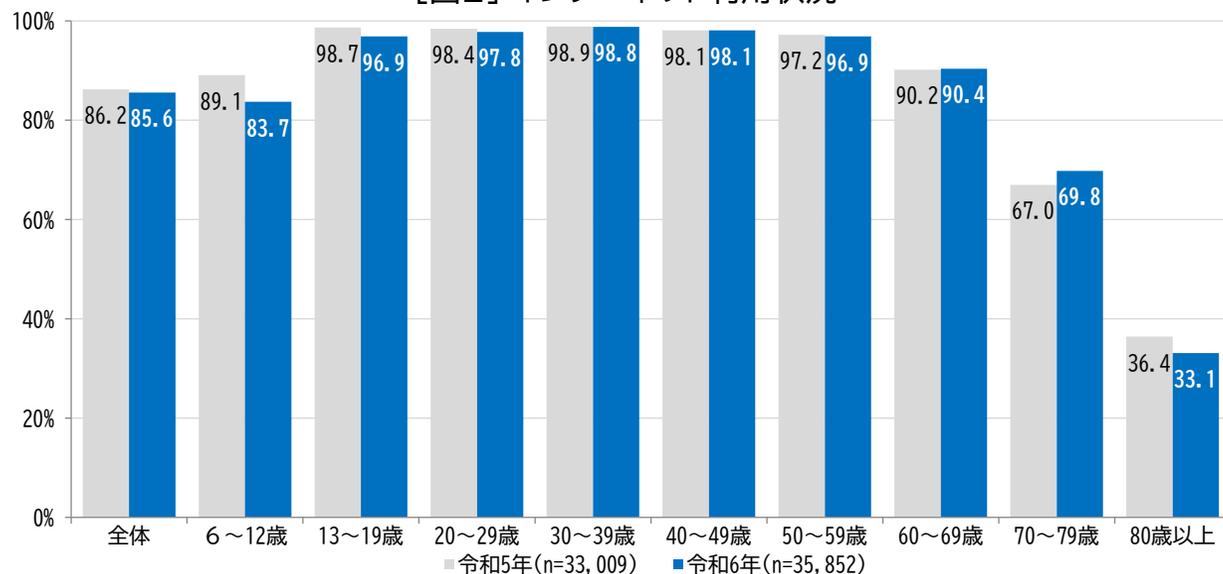
総務省「令和6年通信利用動向調査」より作成

(参考) 1. デジタル化の現状

インターネット利用者の割合は、令和6(2024)年には全体で85.6%であり、13～69歳の各年齢階層で9割を超えています。

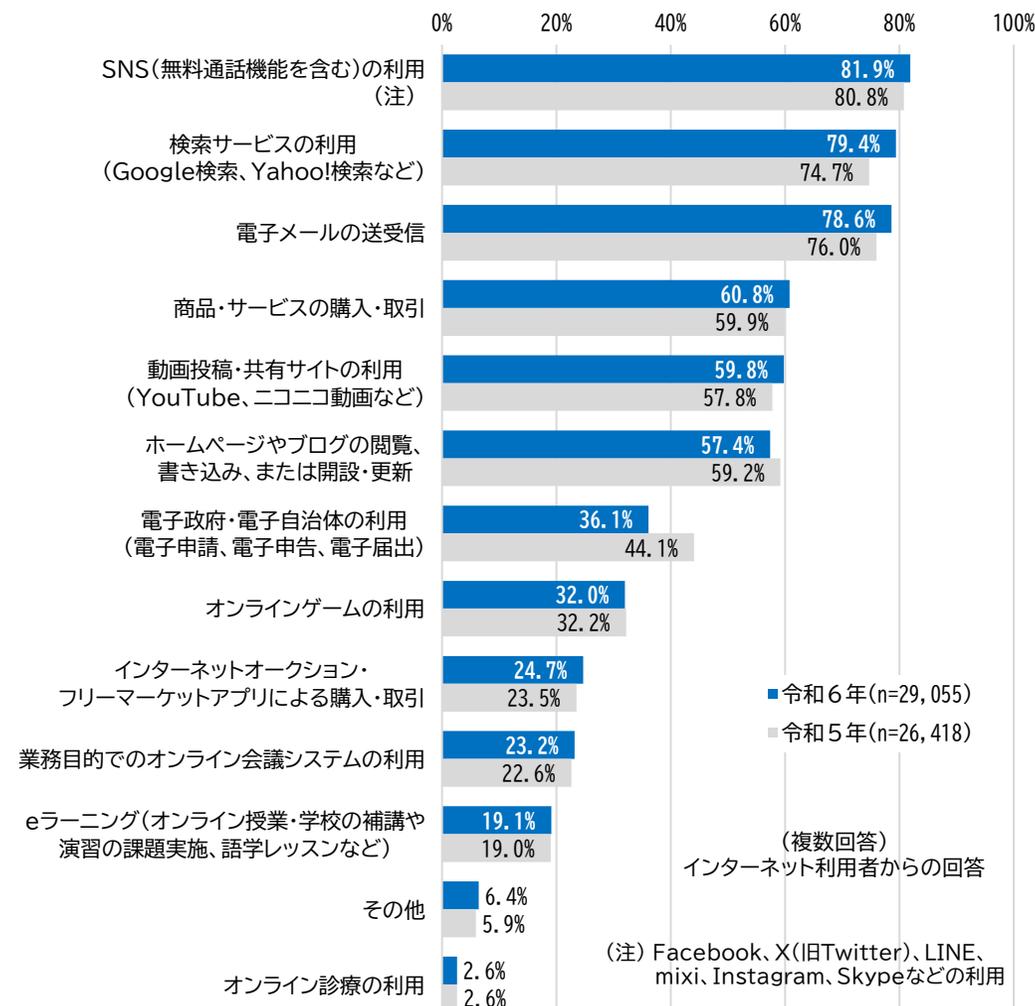
インターネットの利用目的・用途をみると、「SNS(無料通話機能を含む)の利用」の割合が81.9%と最も高く、次いで「検索サービスの利用」(79.4%)、「電子メールの送受信」(78.6%)となっています。

[図2] インターネット利用状況



総務省「令和6年通信利用動向調査」より作成

[図3] インターネットの利用目的、用途



(注) Facebook、X(旧Twitter)、LINE、mixi、Instagram、Skypeなどの利用

総務省「令和6年通信利用動向調査」より作成

(参考) 1. デジタル化の現状

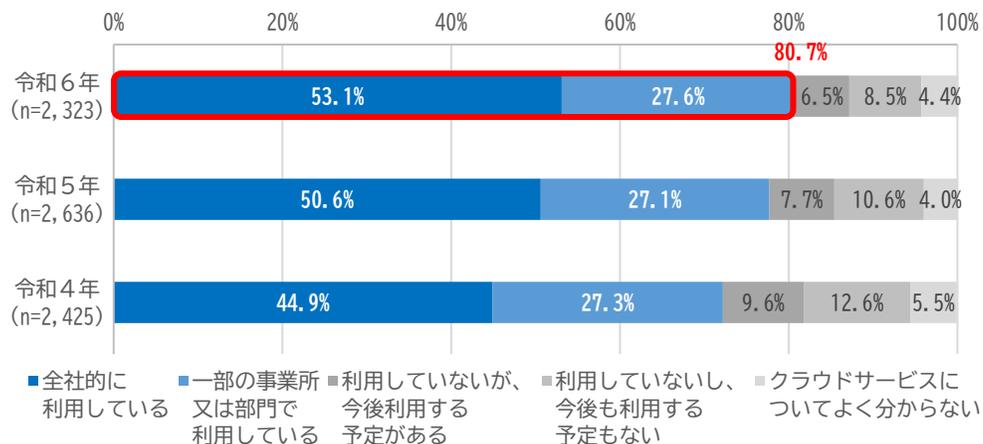
(2) 企業活動におけるデジタル化の現状

クラウドサービスの利用企業は増加傾向が続いており、8割を超えています。

利用用途について、「ファイル保管・データ共有」、「社内情報共有・ポータル」、「電子メール」、「給与、財務会計、人事」、「スケジュール共有」は前年から増加し、5割を超えています。

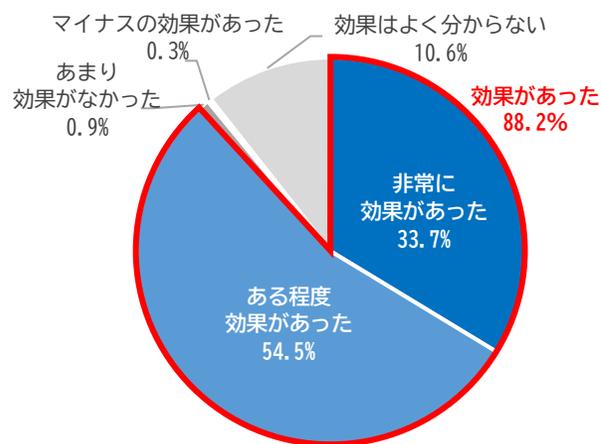
利用の効果があったと回答した企業は88.2%となっています。

〔図4〕クラウドサービスの利用状況



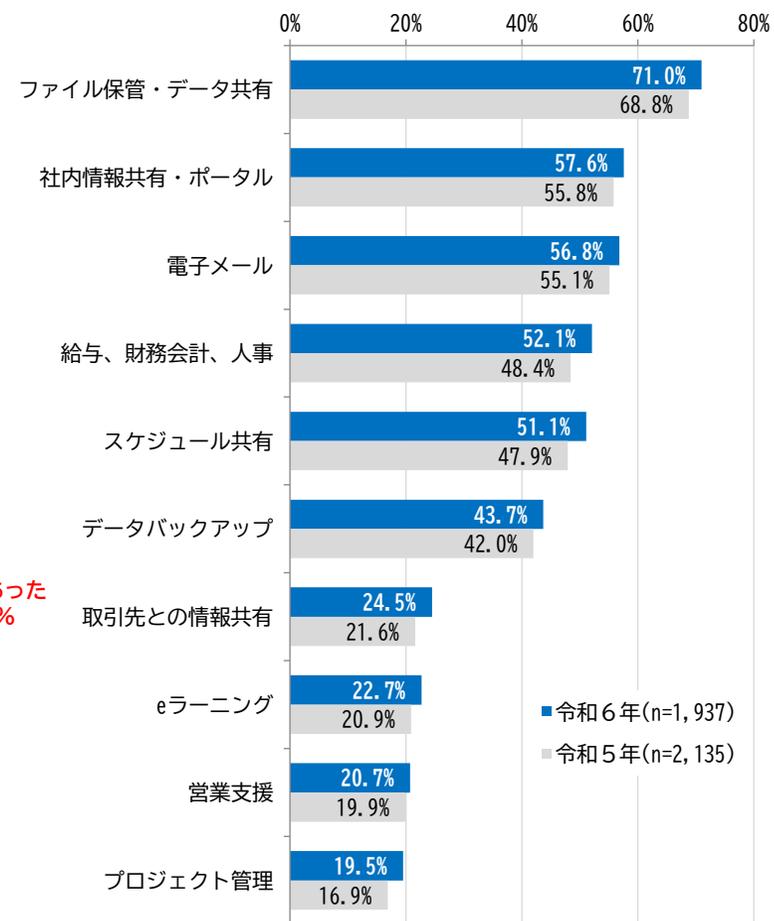
総務省「令和6年通信利用動向調査」より作成

〔図6〕クラウドサービス利用の効果



総務省「令和6年通信利用動向調査」より作成

〔図5〕クラウドサービス利用の用途



総務省「令和6年通信利用動向調査」より作成

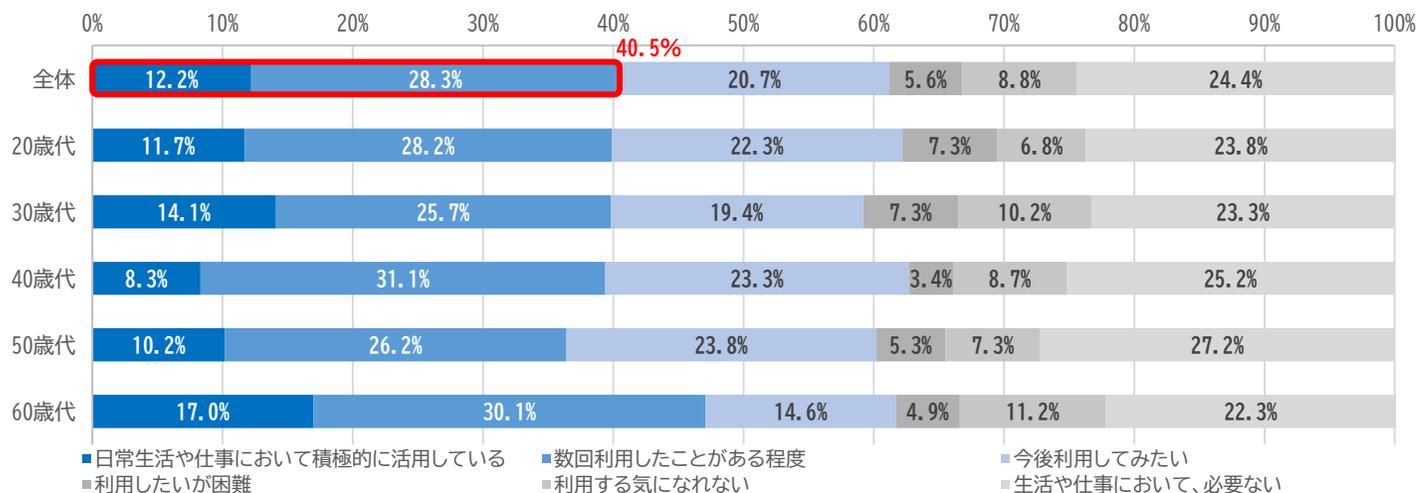
(参考) 1. デジタル化の現状

(3) 公的分野におけるデジタル化の現状

電子行政サービス(電子申請、電子申告、電子届出)の利用状況について、利用経験のある人は約41%にとどまっており、前年(約41%)と同様に依然低くなっています。

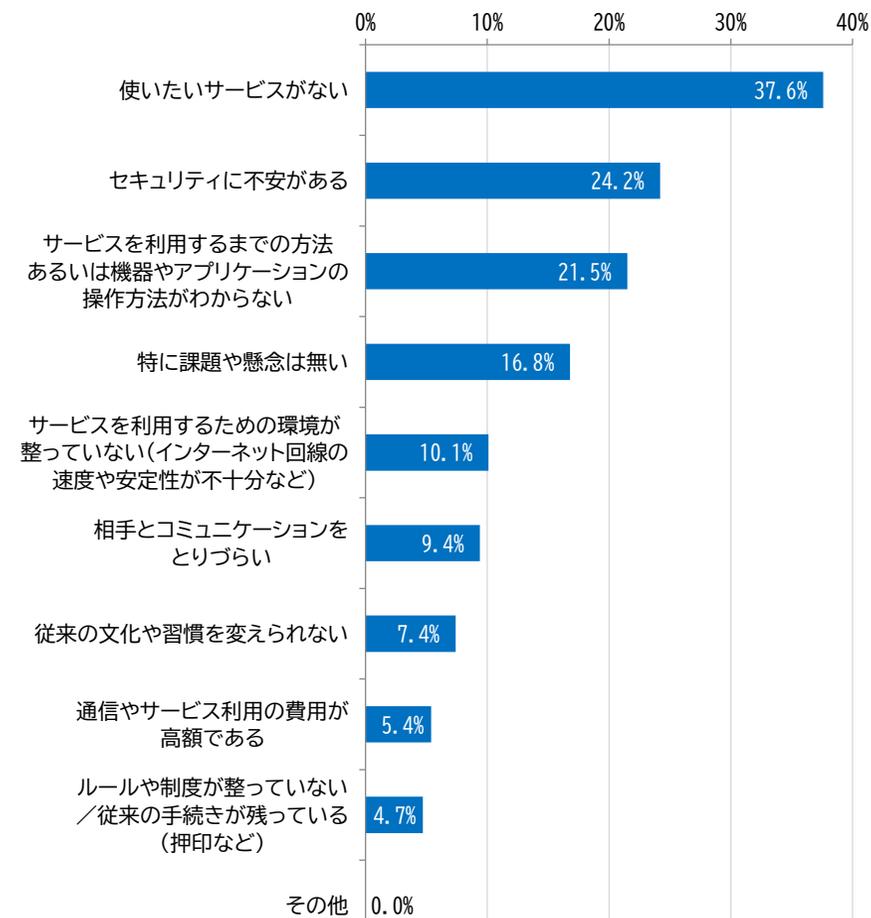
利用しない理由としては、「使いたいサービスがない」、「セキュリティへの不安」、「サービスを利用するまでの方法あるいは機器やアプリケーションの操作方法がわからない」との回答が上位を占めています。

[図7] 電子行政サービスの利用状況(年代別)



総務省「令和7年情報通信白書」より作成

[図8] 公的なデジタルサービスが利用できない背景



総務省「令和7年情報通信白書」より作成

(参考) 1. デジタル化の現状

(4) マイナンバーカードの現状

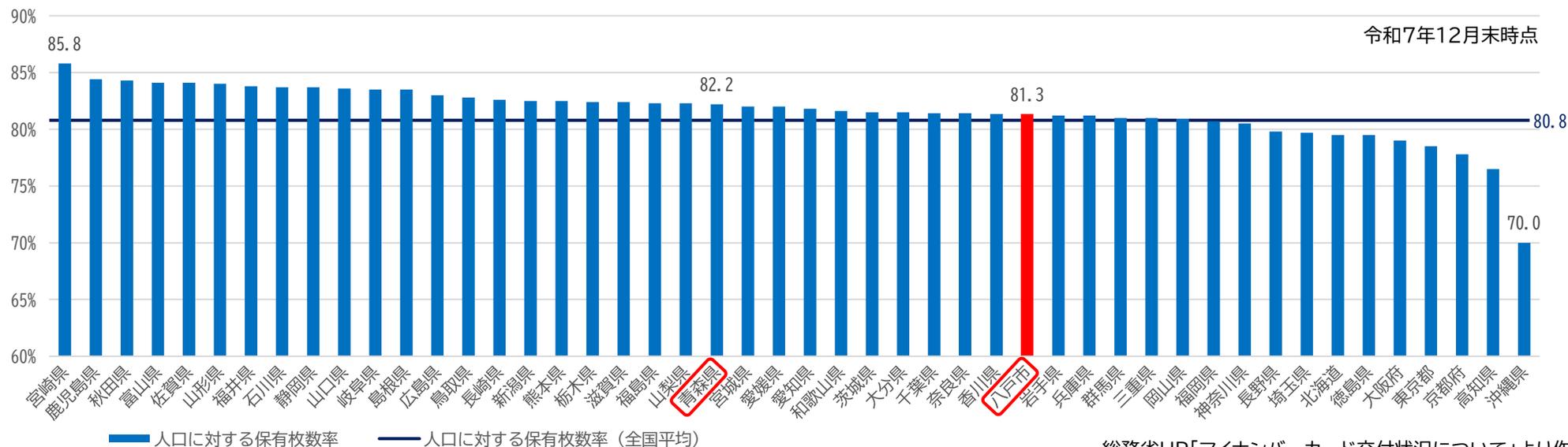
マイナンバーカードの保有率は地域間で大きな開きがあるなか、青森県(82.2%)や八戸市(81.3%)は全国平均(80.8%)を上回っています。

※ 保有率:人口に対する保有枚数の割合

※ 保有枚数:現に保有されているカードの枚数

(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

[図10] マイナンバーカードの保有状況(都道府県別)



総務省HP「マイナンバーカード交付状況について」より作成

(参考) 2. これまでの取組

情報化に関する計画	目標等と主な施策	情報化に関する計画	目標等と主な施策
e-八戸推進計画 (平成18(2006)年度 平成22(2010)年度)	計画の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民サービスの向上 ・ 行政事務の効率化 ・ 地域IT産業の育成と振興 	平成23(2011)年度 令和4(2024)年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種差地区及び南郷地区への光ファイバー網の整備 ・ オープンデータを活用した八戸市ごみ収集アプリ(民間事業者による自主開発・提供) ・ デジタルサイネージの導入等による窓口環境の改善 ・ RPA・AI等のICTの活用による業務効率化 ・ ペーパーレス会議の導入促進及びタブレット端末の活用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類ダウンロードサービスの拡充 ・ 市民IT講習の実施 ・ ホームページ管理にコンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を導入 ・ 小中学校の校内LAN及び学習用パソコンの整備 ・ 教員用パソコンの導入 ・ 中小企業IT化の支援 ・ IT企業の誘致 ・ ITベンチャー企業育成に向けた支援 ・ 電子入札システムや自動証明書交付機等の導入検討 		
平成23(2011)年度 令和4(2024)年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストアでの証明書自動交付システムの導入 ・ 市税のコンビニエンスストアでの納付開始 ・ 公共施設利用予約システムの導入 ・ 公共施設へのWi-Fi整備 ・ SNS等を活用した情報発信 ・ 電子申請システムの導入 ・ 電子入札システムの導入 ・ 統合型地理情報システム(GIS)の導入 ・ 戸籍システムの導入 	デジタル推進計画 (令和5(2021)年度 令和7(2025)年度)	基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ すみよいデジタル「より快適に、より便利に」 ・ はたらくデジタル「働き方のリデザイン」 ・ うみだすデジタル「いきいきとしたデジタル社会へ」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公式LINEアプリ運用開始 ・ 窓口・公共施設へのキャッシュレス決済の導入 ・ 「まちなかWi-Fi」の設置 ・ 病児保育ネット予約サービスの導入 ・ 健康はちのへ21ポイントアプリの運用開始 ・ 「子育てアプリ はちも」の運用開始 ・ AI議事録作成システムの導入 ・ 端末仮想化の導入 ・ 中心商店街情報発信アプリの運用開始 ・ まちなかAIカメラの設置 ・ Hachinohe X-Tech Innovation事業の実施 ・ はちのへITフォーラムの開催 ・ はちのへスマート窓口の開始

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

震災復興基金を廃止するとともに、基金の運用及び管理について所要の改正をするためのもの。

2 改正内容

(1) 震災復興基金の廃止

当該基金は、東日本大震災を受けて当市の震災復興のために寄せられた寄附金等を活用し、平成23年9月に策定した八戸市復興計画に基づいた復興施策の推進を図ることを目的として設置したものであるが、主たる基金設置目的が達成されたことから、同基金を廃止するもの。最終的な基金残高（57,923千円）は防災対策基金に統合。

(2) 基金の一括運用を行うための規定の整理

基金の効率的な運用のため、基金ごとの個別運用から、全体を一つの資金として運用する一括運用に移行するものとし、関連する規定の整理を行うもの。

(参考) 一括運用のメリット等

複数の基金をまとめて一つの資金として運用することで、定期預金に比べ利率の高い債券による運用割合を高め、より多くの利子収入を得られるもの。

令和4年度時点の調査では、全ての基金の一括運用を行う団体が全体の40.5%、一部の基金の一括運用を行う団体が9.8%。近年の金利上昇に伴い、歳入確保のため債券による運用を積極的に行う団体は増加傾向となっている。

3 施行期日

令和8年4月1日

八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係

(1) 改正理由

令和8年度に市内において大規模食鳥処理場の操業が予定されており、当該処理場の食鳥検査実施のため、所要の改正を行うもの。

(2) 主な改正内容

指定検査機関に食鳥検査を行わせる場合における食鳥手数料（1羽につき3円）の徴収の特例を定めるもの。

(3) 施行期日 規則で定める日

2 宅地造成及び特定盛土等規制法関係

(1) 改正理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、令和8年4月1日に規制区域の指定を行い、規制を開始するため、申請手数料等の額を新たに定めるもの。

(2) 主な改正内容

①宅地造成及び特定盛土に関する工事の許可の申請に対する手数料等

規制区域内における一定規模以上の宅地造成及び特定盛土に関する工事の許可申請に対する手数料を別表（裏面）のとおり定める。

②土石の堆積に関する工事の手数料

規制区域内における一定規模以上の一時的に土石を堆積する行為の許可申請に対する手数料を別表（裏面）のとおり定める。

(3) 施行期日 令和8年4月1日

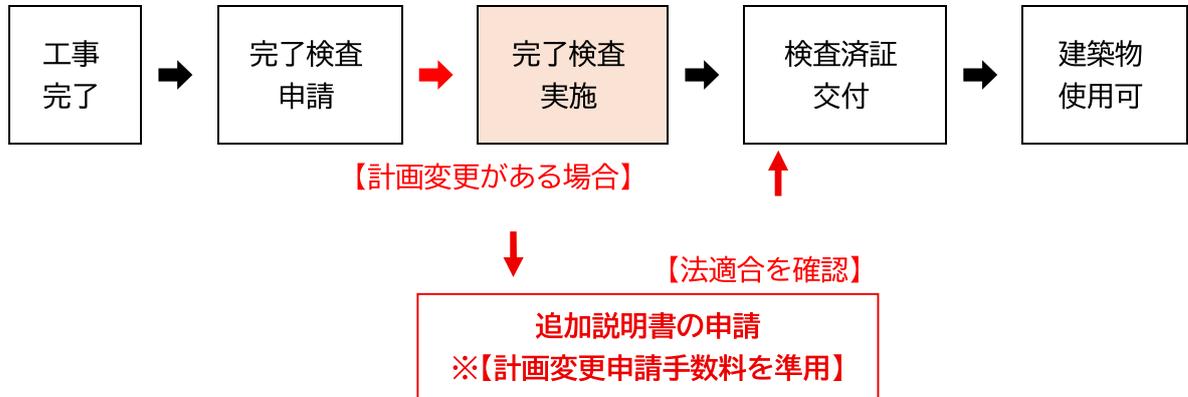
3 建築基準法の規定に基づく改正

(1) 改正理由

建築基準法の規定に基づき、工事が完了した建築物の完了検査申請後に、計画変更が明らかとなった場合について、変更内容の法適合を検討した追加説明書の申請

手数料を定めるもの。追加説明書の申請手数料は、確認申請の計画変更申請手数料を準用する。

＜完了検査の流れ＞



(2) 施行期日 令和8年4月1日

別表（宅地造成及び特定盛土等規制法関係）

	工事区域の面積	金額	
		宅地造成及び特定盛土に関する工事	土石の堆積に関する工事
新規許可申請	500 m ² 以内のとき	16,000 円	11,000 円
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のとき	27,000 円	13,000 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のとき	38,000 円	16,000 円
	2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のとき	57,000 円	19,000 円
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のとき	71,000 円	27,000 円
	5,000 m ² を超え 1 万 m ² 以内のとき	95,000 円	31,000 円
	1 万 m ² を超え 2 万 m ² 以内のとき	149,000 円	38,000 円
	2 万 m ² を超え 4 万 m ² 以内のとき	233,000 円	52,000 円
	4 万 m ² を超え 7 万 m ² 以内のとき	370,000 円	71,000 円
	7 万 m ² を超え 10 万 m ² 以内のとき	532,000 円	107,000 円
10 万 m ² 以上のとき	694,000 円	131,000 円	
変更許可申請	①設計の変更	許可申請額の 1/10 の額	
	②新たに盛土等の土地を追加する変更	追加する面積に応じて上記表に規定する額	
	③その他の変更	10,000 円	
	①、②、③の合計額の上限額	694,000 円	131,000 円

※申請手数料等については、青森県、中核市である青森市と同様とする予定

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に おける二重交付事案の発生について

- 1 発生日時 令和8年2月8日（日） 午後2時45分頃
- 2 発生場所 第30投票所（塩入生活館）
- 3 発生状況

入所する施設において、2月4日に不在者投票をすでに行っていた選挙人が、投票日当日に指定された投票所を訪れ、母親の入場券を提示して投票を行い、二重投票となったもの。

当該選挙人及び母親が連れ立って投票所を訪れた際に、入場券を互いに取り違えて提示したため、担当職員は未投票である母親の入場券を提示した当該選挙人が未投票であると認識し、投票させてしまったもの。
- 4 今後の対応

投票所における本人確認については、入場券及び選挙人名簿による確認を基本としつつ、入場券名義または本人申し出の内容を来所者の状況に照らし必要がある場合には、氏名及び生年月日等の確認を行うなど、確認手続の徹底を図る。

また、市内の不在者投票指定施設に対し本事案の情報共有を行い、不在者投票実施後の投票所入場券の適切な管理について協力を要請するとともに、同様の事案の再発防止に努める。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

2 改正の内容

（第1条）政令改正に伴う介護補償の額の改定

		<改定前>	<改定後>
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	177,950 円	186,050 円
	随時介護を受けている場合	88,980 円	92,980 円

（第2条）市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等の改正

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとすることで、政令改正の都度条例改正を行う必要がなくなるため業務負担の軽減につながる。

3 施行時期

第1条：公布の日

第2条：令和8年4月1日

4 経過措置

第1条の規定による改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第7条の2第2項の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

令和7年8月1日から第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。